

独立行政法人農畜産業振興機構の
平成21年度に係る業務の実績に
関する評価結果

農林水産省独立行政法人評価委員会
農業分科会

業務実績の総合評価

総合評価：A

1. 評価に至った理由

(1) 評価の手法

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から提出された自己評価シート及び補足資料に基づき業務実績の内容聴取を行うとともに、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日）、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえて実施された監事監査報告書の内容についても参考に評価を行った。

(2) 評価実施の過程

評価の実施に当たっては、委員が協議の上、まず中期計画の最小項目を単位として、a、b、cの3段階の評価（a評価の中で特に優れた成果が得られたものについては、s評価（平成21年度は実績なし。））を行い、これらの評価結果を積み上げて中項目の評価を行った。その結果、中期計画に掲げられた各項目の評価結果は、小項目では168項目中147項目がa評価、3項目がb評価、中期計画において予定されていないこと又は業務の実施に至らなかったこと等により評価対象外となった項目は指定食肉の買入れ業務等18項目であった。

中項目では22項目中17項目がA評価、中期計画において予定されていないこと又は業務の実施に至らなかったこと等により評価対象外となった項目は5項目であった。また、当該評価を行うに至った経緯、業務実績のうち特筆すべき内容等について、業務運営に対する主な意見等として整理した。

大項目の評価は、(1)の手法により、中項目の評価結果の積み上げ結果（3段階評価）を踏まえつつ、業務運営に対する主な意見等を勘案して行った結果、7項目中5項目が中期計画の達成に向けて順調に行われている（A）。また、中期計画において予定されていないこと又は業務の実施に至らなかったこと等により評価対象外となった項目は2項目であった。

(3) 総合評価結果

(1)の手法により、中期計画の中項目の積み上げ結果（3段階評価）を踏まえつつ、業務運営に対する主な意見等、監事監査の結果等を勘案して評価を行った。

この結果、平成21年度の業務は、中期計画の達成に向けて順調に行われており、総合評価はAとする。

2. 業務運営に対する主な意見等

[1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置]について

① 事業費については、平成19年度に比べ平成21年度実績で23%抑制しており、十分に削減されている。なお、農林水産省からの政策的要請を受け、配合飼料価格の高騰や景気低迷による畜産物価格の低下といった経済情勢、農畜産業をめぐる情勢等を踏まえた畜産自給力強化緊急支援事業及び豚肉価格安定緊急対策事業等の緊急的対策を迅速かつ適正に実施している。事業費の削減実績は、これらの対策を除く事業について、効率的な実施に努めた結果である。

② 業務運営の効率化による経費の削減については、OA環境の整備など事務効率化を図るための事務室の改修等を平成21年度から3年計画で実施していることから、一般管理費は昨年度比115%となったが、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づく随意契約の積極的な見直しをはじめ、業務運営の効率化、福利厚生の見直し等により、平成19年度に比べ平成21年度実績で26%抑制しており、十分に削減されている。

人件費については、削減に向けた取組の結果、平成17年度に比べ平成21年度実績で12%削減し、十分に削減されている。一方、機構の平成21年度における地域・学歴を勘案した給与水準は107.1と国家公務員と比較して高い状況にある。これは、旧法人において業務のIT化等により一般職員を中心に人員の削減を進めてきたこと等に伴い、管理職割合が高くなったこと等によるものと考えられる。このような背景の下、機構では、平成17年12月から本俸水準の引下げ等を行う「給与構造の見直し」を着実に推進しているほか、平成20年度からは新たな人事管理制度として、昇給幅の抑制、管理職への昇格の抑制、管理職ポストオフ*制度等を導入したことにより、管理職割合は平成16年度の46.2%から平成22年度期初には32.8%に順調に引下げられている。また、給与水準についても平成18年度の114.1から平成21年度には107.1へと着実に低下してきた。今後もこれらの取組を継続することを期待する。

※ ポストオフとは、定年退職前の一定期間一律に役職を離脱し、非管理職とするもの。

契約については、「随意契約見直し計画」に基づき、契約の状況を定期的にホームページに公表しているほか、随意契約等審査委員会に諮った上で、事務室の賃貸借契約や都道府県への委託費など真にやむを得ないものを除き、随意契約から一般競争入札など競争性のある契約へ移行した。また、予定価格の作成を省略することができる要件を規程で明確に定め、随意契約等における契約手続きの厳格化に努めた。さらに、平成21年11月に設置した機構外部の有識者等からなる契約監視委員会を開催し、契約状況の点検を受けた。競争入札の際に公告期間の延長等の取組を実施することにより、一者応札の占める割合は平成19年度の30%から平成21年度は12%に低下している。企画競争を含む随意契約においても、随意契約等審査委員会においてその妥当性を検討した上で契約を行った。第三者への再委託については、契約の全部を第三者に委託又は請け負わせてはならない旨の徹底を機構内部で図っており、やむを得ず契約の一部を第三者に再委託する場合には、規程に基づく審査を受け、承認を得ることとしている。これらの取組に関しては、内部監査、監事監査等において事後のチェックが適正に行われており、引き続き適正な契約事務が継続されることを期待する。

③ 業務執行の改善については、理事長自らが四半期毎に業務の進捗状況の点検・評価を行った上で、第三者機関による点検・評価を行っている。また、内部監査マニュアルに基づく内部監査に加え、コンプライアンス委員会が策定したコンプライ

アンス推進計画に基づく取組を実施することにより、内部統制機能の強化が図られている。

- ④ 機能的で効率的な組織体制の整備については、経理部について、総括・調整機能の強化を図るため調整課を新設するとともに、畜産、野菜、特産の部門別3課体制から2課体制に再編し、機能的・効率化が適切に図られている。また、地方事務所の在り方を検討するため、「地方事務所の業務実績等点検チーム」を設置し、現行中期計画期間終了までに結論を出す方向で、平成21年度においては事務所毎の業務実績や地元農業者等の事務所に対する意見を聴取するなど、各事務所の業務実績等の点検を行っており、今後も機能的・効率的な組織体制の整備が期待される。
- ⑤ 補助事業の効率化等については、事業実施主体の公募において、事業毎に設けていた公募要件の廃止、公募に係る「Q & A」の作成等により、応募者の増加に取り組むとともに、事業の採択にあたっては費用対効果分析等の評価手法を用いるなど、補助事業の効率的な執行が図られている。
- ⑥ 畜産業振興事業により造成した基金については、平成21年度当初に41基金について見直しを実施し、その結果を平成21年10月9日にホームページ上で公表した。また、この見直しにより、平成21年度に457億円を機構に返還させるなど積極的な取組が行われている。なお、行政刷新会議の評決を踏まえ、平成22年度には203億円をさらに返還させることとしている。

〔2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置〕について

- ① 畜産業振興事業については、数次にわたる緊急対策を含め、迅速かつ適正に事業を実施している。学校給食用牛乳供給事業については、巡回指導の実施、事業計画書等の事前検証を行ったほか、優良事例の選定、評価指標に基づく各メニューの事業成果の評価等を実施し、事業の重点化と効率化に積極的に取り組んでいる。牛乳に関する普及啓発等の推進においては、学校給食における牛乳供給日数の達成率の向上を図る観点から配布した副読本、クリアファイルの活用状況及び効果についてアンケートを実施した他、活用事例の表彰を通じて検証を行った。また、事業実施主体における事業計画書の提出前に事前検証を実施し、必要性・有効性の観点から11件の事業計画書の見直しを指示し、その改善が図られている。
- ② 指定乳製品等の輸入については、国際約束に従って国が定める数量の全量（13万7千トン）の輸入契約を締結した。また、国内需給が緩和する中で、平成21年度から実需者からの要望を踏まえて新たにバターオイルを輸入品目に追加した。
- ③ 野菜関係業務については、生産者補給交付金等の迅速な交付に努めたほか、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、全国規模の生産者と実需者との交流会等の開催等に積極的に取り組んだことにより、契約取引において一定の成果に結びついている。
- ④ 砂糖・でん粉関係業務については、生産者等への交付金の交付及び甘味資源作物に係る補助事業について、迅速かつ適確に業務を実施している。
- ⑤ 情報収集提供業務については、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、専門家、情報利用者、消費者等による情報検討委員会を開催し、その意見等を反映させるとともに、農政の課題に対応した各種情報提供を行っている。引き続き、情報検討委員会等を活用し、積極的な取組を行ってほしい。情報提供の内容に対しては、外部機関などから多数の反響があったほか、外部情報誌等にも多数引用されるなど有効に活用されている。また、機構外部の者を対象とした調査報告会等を開催するなど、国内外の重要情報の提供に積極的に取り組んでいる。
- ⑥ 資金の流れに関する情報公開について、返還金を含む平成20年度の資金の流れについては、事業返還金の活用理由等を付記して平成21年9月に機構ホームページで公表するとともに、機構から直接交付及び公益法人等を経由して交付された補助金により造成された基金等の保有状況等については、平成21年10月に公表している。また、平成21年度の実績については、国からの交付額、勘定間の資金の流れ等に関する情報を加え、よりわかりやすく情報公開することを期待する。

〔3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画〕について

- ① 事務費及び一般管理費の削減に係る取組については、〔1 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置〕の①及び②を参照。
- ② 事業資金等については、資金管理運用基準に基づき、安全性に十分留意しつつ、効率的な運用を行っている。
具体的には、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施している。また、資本金、事業資金の一部等については、満期償還の状況、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施し、効率的な運用を行っている。
- ③ 旧法人が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、機構発足時に承継し同額の貸倒引当金を計上しているが、更生債権の弁済計画に基づき求償権の回収を実施している。
- ④ 関連法人等（27法人）に対する出資は、旧法人から承継したものであり、独立行政法人化以降は、新たな出資は行われていない。これら関係法人等については、全法人に対して決算ヒアリング等を行い、必要に応じて経営改善計画を提出させるなどの指導を行った。関連法人等への出資金は、その目的、必要性等が検討された結果、各法人とも出資目的に従って業務を着実に実施していることが確認され、引き続き出資等を維持する必要性について確認している。なお、関連会社（21社）及び関連公益法人（6財団）と当機構の間には契約に係る取引はない。

〔4 短期借入金の限度額〕について

① 運営費交付金の受入の遅延等による借入はなかった。

② 砂糖勘定の借入金については、期中において短期借入金の限度額を650億円から800億円に変更したが、期中における短期借入金は限度額の範囲内であった。でん粉勘定の期中における短期借入金については、限度額120億円の範囲内であった。砂糖勘定及びでん粉勘定の短期借入金は、価格調整制度を適切に運営した結果生じたものであり、借入に至った理由は適切であったと史料される。また、短期借入金の金利については、主要行による競争入札を実施した結果、砂糖勘定は0.371%、でん粉勘定は0.459%（参考：短期プライムレート1.475%）と低金利での借入れを実現している。砂糖勘定及びでん粉勘定においては繰越欠損金が発生しているが、各業務を制度に従い適切に運営した結果、発生した調整金の収支差であり、機構は、短期借入金の金利について入札により金利負担の軽減を図るなど、繰越欠損金増大の抑制に向け努力している。

〔5 剰余金の使途〕について

平成21年度は、該当がなかったため、評価を行わなかった。

なお、一部勘定で計上されている利益剰余金は、その発生要因等から使途が限定されるなど、独立行政法人会計基準等に定められている目的積立金として申請することができる基準である「国からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であり、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること」等に該当しないことから、目的積立金を申請していない。各勘定における利益剰余金は、その発生要因や使途を考慮すると引き続き保有する必要があるものと考えられる。

〔6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画〕について

平成21年度は、計画がなかったため、評価を行わなかった。

なお、機構が保有する職員宿舎については、その利用状況を整理し、有効に利用されている。

〔7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項〕について

職員の人事に関する計画については、経理部門の組織変更に対応した職員の適正な配置を行うなど、業務の内容や業務量に応じて、適材適所の観点から、職員の適正配置等が行われている。

人件費の削減については、具体的な目標を設定し、平成17年12月から実施している「給与構造の見直し」を着実に遂行するほか、平成19年度からは、新たな人事管理制度として、昇給幅の抑制、管理職へ昇格の抑制、管理職ポストオフ制度を導入し、一層の人件費削減に取り組んだこと等により、人件費総額は見込みの2,144百万円に対して、1,895百万円と抑制されている。また、期末の常勤職員数については計画どおり215人であった。

なお、職員の事務処理能力の向上を図るため、研修を計画的に実施している。

評価項目（大項目）	評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第3 予算、収支計画及び資金計画	A
第4 短期借入金の限度額	A
第5 剰余金の使途	—
第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—
第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A

評価単位ごとの評価シート（総括表）

評価項目（評価単位）	評価
<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業費の削減・効率化 2 業務運営の効率化による経費の削減 3 業務執行の改善 4 機能的で効率的な組織体制の整備 5 補助事業の効率化等 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 畜産関係業務 2 野菜関係業務 3 砂糖関係業務 4 でん粉関係業務 5 情報収集提供業務 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等） 2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等） 3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第4 短期借入金の限度額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金 2 国産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 	<p>A</p> <p>—</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第5 剰余金の使途</p> <p>剰余金による成果 （剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果）</p>	<p>—</p> <p>—</p>
<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>予定なし</p>	<p>—</p> <p>—</p>
<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） 2 長期的な借入れを行う場合の留意事項 3 施設及び設備に関する計画 4 前期中期目標期間繰越積立金の処分 	<p>A</p> <p>A</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>A</p>

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-1 事業費の削減・効率化</p>	<p>○ 事業費の削減・効率化 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 事業費については、補助事業の効率化等を通じ、中期目標期間中に、平成19年度（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）比で10%削減する。 この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p> <p>【年度計画】 事業費については、中期目標期間中に、平成19年度（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）比で10%削減の目標を達成するため、補助事業の効率化等を行う。 この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>【評価指標】 ○ 事業費の削減・効率化 （事業費総額で、当該年度に計画した削減目標と実績との対比） 削減目標は、平成19年度事業費（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）に対して、 平成20年度＝10%×1/5 平成21年度＝10%×2/5 平成22年度＝10%×3/5 平成23年度＝10%×4/5 平成24年度＝10%×5/5 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった 削減度合いの算出に当たっては、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急の事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合に対応した事業を除く。</p> <p>【業務実績報告書の記述】 平成21年度の事業費（経済情勢、農畜産業を巡る情勢等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）については、平成19年度（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）に比べ23%削減した。 また、農林水産省からの政策的要請を受け、配合飼料価格の高騰や景気低迷による畜産物価格の低下といった経済情勢、農畜産業を巡る情勢等を踏まえた畜産自給力強化緊急対策支援事業、豚肉価格安定緊急対策事業等の緊急的対策を実施した。上記削減実績は、これらの対策を除く事業について、効率的な実施に努めた結果である。</p>	<p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
第1-2 業務運営の効率化による経費の削減	○ 業務運営の効率化による経費の削減 【評価結果】 指標の総数：12 評価aの指標数：12×2点＝24点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 24点 (24/24=100%)	A
【中期計画】 (1) 一般管理費（人件費を除く。）については、定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し、業務の適切な進行管理、情報技術を活用した事務処理の効率化等により業務の効率化に努め、中期目標期間中に、平成19年度比で15%削減する。	◇(1) 経費の削減 【評価指標】 ① 当該年度に計画した具体的な削減額と実績との対比 a：達成度は、90%以上であった b：達成度は、50%以上90%未満であった c：達成度は、50%未満であった	a
【年度計画】 (1) 一般管理費（人件費を除く。）の削減目標（中期目標期間中に平成19年度比で15%削減）を達成するため、定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し、業務の適切な進行管理、情報技術を活用した事務処理の効率化等により業務運営の効率化に努め、平成19年度比で6%削減する。	【業務実績報告書の記述】 一般管理費（人件費を除く。）については、OA環境の整備等の事務効率化を図るための事務室の改修等を3年計画で実施したことから、平成21年度実績は、昨年度比115%（73百万円増加）となったが、随意契約の見直しや定期的な日常業務の点検、福利厚生の見直し等により、経費の削減に努めた結果、平成19年度比で26%の削減となった。	
	【評価指標】 ② 定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった	a
	【業務実績報告書の記述】 事務処理の迅速化を図る観点から決裁期間の確認を行うことにより、日常業務の点検を行った。平成21年度の決裁期間は、3.2業務日であった。 （平成19年度は3.1業務日） （平成20年度は3.2業務日）	
	【評価指標】 ③ 業務の適切な進行管理 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった	a
	【業務実績報告書の記述】 事業費全体（一般管理費を含む。）について、四半期毎に「支出予算差引簿」を作成して、支出状況を確認するとともに、機構イントラネットに掲載し、機構内に周知した。	
	【評価指標】 ④ 情報技術を活用した事務処理の効率化 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった	a
	【業務実績報告書の記述】 新ウェブサーバーを導入することにより、情報提供を行うためのウェブサーバーの一本化を図った。これにより、ネットワーク環境の効率化が図られた。 また、更新時期が到来したPCについて、デスクトップ型からノート型へ順次変更し（64台）省電力化を推進した。 【参考】 更新したPC64台については、消費電力及びCO2排出量ともに約60%削減。	

<p>【中期計画】</p> <p>(2) 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について引き続き着実に実施するとともに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、平成17年12月1日から実施している「給与構造の見直し」を着実に推進する。</p> <p>これに加え、平成20年度以降、新たな人事管理制度を導入することにより、人件費改革を更に進めるとともに、平成25年4月1日までに管理職割合を3分の1に引き下げる。</p> <p>これらの取組により、職員の給与水準について、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を、平成24年度には、平成18年度と比較して10ポイント引き下げるとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表を行う。</p> <p>【参考】</p> <p>1. 管理職割合（平成19年4月1日）：42%</p> <p>2. 地域・学歴を勘案した対国家公務員指数（平成18年度）：114.1</p>	<p>◇(2) 人件費の削減</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 当該年度に計画した具体的な削減額と実績との対比</p> <p>a：達成度は、100%以上であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>人件費の削減については、平成17年12月1日から人件費改革として給与水準及び管理職手当の引下げ、国が導入している地域手当の不採用等の「給与構造の見直し」を着実に実施するとともに、平成20年度から新たな人事管理制度として、ポストオフ、管理職への昇格抑制、昇給幅の抑制等を導入し、一層の人件費の削減に取り組んだ。</p> <p>このことから、人件費（退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、平成17年度比で、平成21年度実績は、12%削減した。なお、平成20・21年度において、自己都合による退職者（平成20年度6名、平成21年度13名）があったことから、計画以上の削減率となったものである。</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 給与構造の見直しの推進</p> <p>a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成21年4月1日付けで、「給与構造の見直し」の一環として、総括調整役▲1.4%、部長クラス▲0.8%等の職員の本俸水準の引下げを実施した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ 新たな人事管理制度の推進</p> <p>a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>新たな人事管理制度の一環としてポストオフ、人事評価結果の適切な実施と昇給幅の抑制等を実施した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>④ 管理職割合について当該年度に計画した具体的な目標率と実績との対比</p> <p>a：達成度は、90%以上であった b：達成度は、50%以上90%未満であった c：達成度は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成22年度期初の管理職割合は、目標である38%に対し、33%となった。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
<p>【年度計画】</p> <p>(2) 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等を踏まえ、平成17年度比で少なくとも4%を削減する。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、平成17年12月1日から実施している「給与構造の見直し」を着実に推進するとともに、新たな人事管理制度を適切に運用する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>職員の人件費の削減については、平成17年度比で、平成21年度実績は、12%削減した。なお、平成20・21年度において、自己都合による退職者（平成20年度6名、平成21年度13名）があったことから、計画以上の削減率となったものである。</p> <p>【評価指標】</p> <p>⑤ 職員の給与水準の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数について当該年度に計画した具体的な目標値と実績との対比</p> <p>a：達成度は、90%以上であった b：達成度は、50%以上90%未満であった c：達成度は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>職員の給与水準の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、目標値109に対し平成21年度は107.1となった。</p> <p>【参考】</p> <p>（繰越欠損金）</p> <p>平成21年度末で486億円の繰越欠損金を計上したが、これは、砂糖勘定及びでん</p>	<p>a</p>

<p>これらの取組により、管理職割合を22年度期初時点で38%に、職員の給与水準について、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を109に引き下げるとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表を行う。</p>	<p>粉勘定で710億円の繰越欠損金が生じたためである。</p> <p>両勘定において繰越欠損金が生じた理由は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、国内産糖価格調整事業及びでん粉価格調整事業を適切に運営した結果、支出した交付金額と徴収した調整金額等との間に収支差が生じたことによる。</p> <p>このため、給与水準が累積欠損金に直接影響を与えるものではないが、今後も給与構造の見直しと新たな人事管理制度を着実に実施することにより、地域・学歴を勘案した給与水準の対国家公務員指数の引下げに取り組んで行くこととしている。</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点から、「随意契約見直し計画」(平成19年12月21日19農畜機第3687号)に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p> <p>さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>◇ (3) 随意契約の見直しに向けた計画的取組</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 「随意契約見直し計画」に基づく取組</p> <p>分母を随意契約等審査委員会への諮問件数(真にやむを得ない随意契約を除く)とし、分子を随意契約見直し計画に基づき競争性のある契約へ移行した契約件数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>随意契約の適正化を推進する観点から、「随意契約見直し計画」を確実に達成するため、全ての随意契約について随意契約等審査委員会に諮問した。この取組により、事務室の賃貸借契約、都道府県への委託契約、一般競争入札による落札者が契約を辞退したため、他の者と落札金額の範囲内で締結した契約等を除いて全て競争性のある契約へ移行した。</p> <p>また、競争契約、随意契約の状況については毎月機構ホームページに公表した。</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(3) 契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点から、「随意契約見直し計画」(平成19年12月21日19農畜機第3687号)に基づき、一般競争入札等競争性のある契約の範囲拡大や契約の見直し等の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>② 競争性、透明性の確保</p> <p>分母を企画競争・公募を実施した件数とし、分子を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>一般競争契約はもとより、企画競争・公募を実施する場合も、競争性、透明性を確保するため、機構掲示板への掲示及び機構ホームページへの掲載状況を四半期毎に確認した。なお、企画競争を含む随意契約は、随意契約等審査委員会に諮り、その妥当性を検討した上で契約を行った。</p> <p>また、「随意契約見直し計画」の達成に向けた取組状況や1者応札解消に向けた取組状況についてチェックを受けるとともに、四半期毎に実施している理事長ヒアリングの際に執行状況を報告し、点検・評価を受けた。</p>	a
<p>さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査の実施</p> <p>a : 実施した</p> <p>c : 実施しなかった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>監事に対しては、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、定期監査において入札・契約のチェックを受けた。また、会計監査人についても財務諸表監査の枠内で契約に関する評価を受けた。</p> <p>【参考】</p> <p>(随意契約の見直し)</p>	a

平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、機構が締結した契約(少額随意契約を除く)について定期的に機構ホームページにおいて公表した。また、随意契約に当たっては、随意契約等審査委員会に諮った上で、事務室の賃貸借契約、都道府県への委託費等真にやむを得ないものを除き、一般競争入札又は企画競争・公募での競争性のある契約とした。さらに、機構外部の有識者等からなる契約監視委員会を開催し、契約状況の点検を受けた。

【参考】

(1者応札の解消に向けた取組)

①公告期間の延長、②システム仕様書等の開示、③「メルマガ」機能の利用や機構ホームページの「新着情報」への掲載等周知方法の改善、④実施時期の前倒し等平成20年9月に策定した「1者応札解消に向けた取組計画」を確実に実施した。この結果、平成21年度の実績では、1者応札の割合が12% (20年度実績20%)と成果を上げている。

1者応札となった案件は、食肉小売販売動向定点調査(POS情報)、食肉保管状況調査、褐毛和種生産費調査など専門性が高い調査事業やシステムの改修・保守契約等14件であるが、上記取組みによりシステム関係でも複数応札となった契約もあることから、平成22年度においても引き続き、これらの取組を継続する予定。

【参考】

(契約に係る規程類)

「独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則」(15農畜機第152号。以下、「契約事務細則」という。)を平成21年12月1日に改正し、予定価格の作成を省略することができる要件を明確化した。具体的には、随意契約の予定価格の作成を省略することができるものから、「予め事業費の上限額を「限度額」として提示するとき。」及び「急を要する場合。」を削除するとともに、「法令に基づいて取引価格又は料金が定められていること、その他特別な事由があることにより特定の取引価格又は料金でなければ契約することが極めて困難であるとき。」及び「概算見積額が50万円未満であるとき。」のみ予定価格の作成を省略することができることとした。

また、「複数年度契約について」(20農畜機第3538号)において、複数年度契約をすることができる契約の種類と期間について国に準じて定めており、これに基づき複数年度契約を締結している。

【参考】

(第三者への再委託)

「契約事務手続に係る留意事項について」(平成21年12月改正)において、「契約の全部を第三者に委託又は請け負わせてはならない」と明記することとしている。

やむを得ず契約の一部を第三者に再委託する場合には、契約事務細則に基づき書面により申請し機構の承認を得ることとされており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。平成21年度においては、国内外の調査における現地研究機関等への再委託が3件、システム開発の一部を専門業者に再委託したものが1件であった。これらの契約は一般競争入札が1件、随意契約が3件であるが、一般競争入札での1件について、再委託率が8割と高率になっているが、調査現場の実情に極めて詳しい傘下の会員に再委託をしたものであり、正確かつ効率的に調査を実施するためには、やむを得ないものであると判断した。

評価項目	達成状況	評価
第1-3 業務執行の改善	○ 業務執行の改善 【評価結果】 指標の総数：14 評価aの指標数：13×2点＝26点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 （評価対象外：1） 合計 26点（26/26＝100%）	A
【中期計画】 (1) 独立行政法人評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、機構自ら業務の点検・評価を行うとともに、外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。	◇ (1) 業務全体の点検・評価 【評価指標】 ① 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な進行管理 分母を年度当初に計画した回数とし、分子を業務運営の進行管理を実施した回数とする。 a：達成度は、100%であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった	a
【年度計画】 (1) 業務全体の点検・評価 ① 業務の進行状況を四半期毎に点検・分析し、業務運営の的確な進行管理を図る。	【業務実績報告書の記述】 年度計画を具体化するための「具体化推進シート(工程表)を年度初めに策定し、業務を計画的・効率的に実施した。 また、四半期ごとに実施した理事長ヒアリングの際に工程表の内容と実績を比較することにより、業務の進捗状況の点検・分析を通じた業務運営の進行管理を行った。	
② 各四半期終了後を目途に、業務の進行状況についての自己評価を行う。 ③ 20年度の業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。	【評価指標】 ② 第三者機関による点検・評価のための、各四半期終了後を目途にした業務の進行状況の自己評価 分母を年度当初に計画した回数とし、分子を自己評価を実施した回数とする。 a：達成度は、100%であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった	a
④ 第三者機関による20年度の業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。	【業務実績報告書の記述】 四半期ごとの工程表に基づく理事長ヒアリングの際に、業務の進行状況の自己評価も併せて実施した。	
	【評価指標】 ③ 第三者機関による業務の点検・評価の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった	a
	【業務実績報告書の記述】 平成21年6月5日に、「平成20年度業務実績について」等を議題とする第7回機構評価委員会を開催し、業務実績に関する評価等について審議を行った。	
	【評価指標】 ④ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映 a：必要がなかった又は十分であった b：必要はあったが、やや不十分であった c：必要はあったが、不十分であった	a
	【業務実績報告書の記述】 委員会の終了後、議事録を確認しつつ、業務運営に反映が必要な事項について検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において業務運営への反映を行った。	

<p>【中期計画】</p> <p>(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家等から成る第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 補助事業の審査・評価</p> <p>① 21年度事業について、進行管理を的確に行う。</p> <p>② 20年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>◇ (2) 補助事業の審査・評価</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 進行管理の的確な実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>四半期ごとの点検・評価に係る理事長ヒアリングの際に、補助事業実施各部署における進行管理システムに基づく補助事業の進行管理の実施状況を確認した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 事業の達成状況等の自己評価</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則に基づき、各事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、平成21年6月24日に開催した第13回補助事業に関する第三者委員会に向けて、それらの結果の取りまとめを行った。</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ 第三者機関による事業の審査・評価</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成21年6月24日に第13回補助事業に関する第三者委員会を開催し、「平成20年度補助事業に関する評価結果」等を議題として審議を行った。</p> <p>また、第14回の同委員会を平成22年3月29日に開催し、「施設整備事業の事後評価結果について」等を議題として審議を行った。</p> <p>【評価指標】</p> <p>④ 必要に応じた業務の見直し</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成21年3月25日に開催した第12回補助事業に関する第三者委員会及び平成21年6月24日に開催した第13回同委員会の結果を踏まえ、業務の見直しが必要な事項についての検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部署において必要な業務の見直しを行った。</p> <p>また、平成22年3月29日に開催した第14回同委員会の結果については、委員からの指摘事項を整理した上で、22年度に対応していく予定である。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 適正な業務の執行を確保する観点から、業務監査室による内部監査を実施するとともに、業務の適正な執行を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を設置し、役職員の法令遵守を徹底するなど内部統制機能を強化する。</p>	<p>◇ (3) 内部監査体制の充実・強化</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 内部監査マニュアルに基づく内部監査の実施</p> <p>分母を内部監査年度計画における被監査部署の数とし、分子を内部監査を実施した被監査部署の数とする。</p> <p>a : 達成度は、100%であった</p> <p>b : 達成度は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度は、70%未満であった</p>	<p>a</p>

<p>【年度計画】</p> <p>(3) 内部監査体制の充実・強化</p> <p>① 21年度の内部監査年度計画における被監査部署について、内部監査マニュアルに基づく内部監査を実施する。</p> <p>② 事業活動に関する法令等の遵守を徹底する観点から、平成21年度に、新たにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進に向けた計画的な取組みを行う。</p> <p>③ 組織目標の達成等に必要情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的に開催するとともに、役職員間ミーティングを実施する。</p> <p>④ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。</p> <p>⑤ 情報技術を活用した事務処理の効率化を図る際、より高度化する外部からの不正アクセスやウィルス侵入等の危機を防ぐため、情報セキュリティ対策を講じる。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成21年度内部監査年度計画(平成21年3月17日付け20農畜機第4781号)に定めた総務部、経理部、企画調整部、調査情報部(臨時)、食肉生産流通部、野菜需給部及び野菜業務部について、内部監査マニュアルに基づき内部監査を実施し、当該被監査部署に対する内部監査報告書を取りまとめ、理事長に提出した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>② コンプライアンス委員会の設置【20年度のみ】</p> <p>—</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>—</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ コンプライアンス推進に向けた計画的取組み</p> <p>a : 取組みは十分であった</p> <p>b : 取組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成21年度コンプライアンス推進計画に基づき、「推進体制の拡充」、「研修等の充実」、「コンプライアンスの推進へ向けた取組」、「情報の積極的な公開」等についての取組みを実施した。</p> <p>また、平成22年3月16日に第3回コンプライアンス委員会を開催し、「平成21年度コンプライアンスの推進の実績」及び「推進状況の点検結果」を報告するとともに、「平成22年度コンプライアンス推進計画」を審議のうえ策定した。なお、平成22年度においては、21年度実績を踏まえ、コンプライアンスに係る一層の理解、認識を深めるための具体的な取組として、DVD教育資料のイントラ上での動画配信、ハンドブックの作成、「コンプライアンスの日」の設定等を実施することとしている。</p> <p>【評価指標】</p> <p>④ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進</p> <p>a : 取組みは十分であった</p> <p>b : 取組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>幹部会(毎月2回)及び役職員間のミーティング(四半期毎)を定期的に開催した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>⑤ 個人情報保護対策の推進</p> <p>a : 取組みは十分であった</p> <p>b : 取組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>個人情報保護研修(4月・12月)及び担当者連絡会議(12月)に職員を参加させた。また、個人情報の保管管理状況について調査を行い、施錠している書庫での保管等を確認した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>⑥ 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>a : 取組みは十分であった</p> <p>b : 取組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取組みは不十分であった</p>	<p>—</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
--	---	--

【業務実績報告書の記述】

平成21年7月及び平成22年1月に「情報セキュリティマニュアル」の改正を行いイントラネットに掲載するとともに、役職員全員を対象にマニュアルの実施状況に係る自己点検を2回実施して周知を図った。

また、役職員の情報セキュリティに対する認識をさらに高めることを目的とした研修会を12月に実施するとともに、情報セキュリティ診断を第3四半期に実施し、診断結果に基づき透過型ファイアウォールの導入を行うことにより、ソフト面、ハード面からのセキュリティ対策を強化した。

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-4 機能的で効率的な組織体制の整備</p>	<p>○ 機能的で効率的な組織体制の整備 【評価結果】 指標の総数：3 評価aの指標数：2×2点＝4点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 (評価対象外：1) 合計 4点 (4/4=100%)</p>	A
<p>【中期計画】 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、品目横断的かつ国内外一体的に情報収集提供業務を行う組織体制への再編等を行う。 また、札幌、鹿児島及び那覇の各事務所については、業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。 さらに、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>【評価指標】 ◇ (1) 情報収集提供業務を行う組織体制の再編【20年度のみ】 【業務実績報告書の記述】 — 【評価指標】 ◇ (2) 業務実績等を踏まえた地方事務所の在り方の検討 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 札幌、鹿児島及び那覇の各事務所における四半期毎の業務実績を確認するとともに、平成22年1月、地方事務所の業務実績等に関する点検及びその在り方を検討するため、「地方事務所の業務実績等点検チーム」を立ち上げた。同チームでは検討会を2回開催し、各事務所の21年度における業務実施状況を確認するとともに、地方事務所長へのヒアリングを通じて、地方事務所の地元農業者等への利便性等について検証した。 なお、今後、同チームの検討により、現行の中期目標期間（平成20年度～24年度）終了時までには、地方事務所の在り方について結論を出すこととしている。</p>	—
<p>【年度計画】 札幌、鹿児島及び那覇の各事務所については、業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。 さらに、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>【評価指標】 ◇ (3) その他必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し a：必要がなかった又は十分であった b：必要はあったが、やや不十分であった c：必要はあったが、不十分であった 【業務実績報告書の記述】 経理部の組織体制について、7月1日付けで、畜産、野菜、特産の部門別の3課体制から2課体制に再編するとともに、総括・調整機能の強化を図るため、調整課を新設した。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
第1-5 補助事業の効率化等	○ 補助事業の効率化等 【評価結果】 指標の総数：16 評価aの指標数：16×2点＝32点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 32点 (32/32=100%)	A
【中期計画】 (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定に当たり公募方式を導入する。 【年度計画】 (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施 畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定に当たり公募方式を導入する。	【評価指標】 ◇ (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施 畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定への公募方式の導入 a：公募方式を導入した c：公募方式を導入しなかった 【業務実績報告書の記述】 平成21年度の畜産業振興事業について、年度初めまでに事業実施主体の選定に公募方式を導入した。 また、6月に緊急に措置された地域養豚振興特別対策事業（肉豚安定出荷緊急促進事業）について、公表後、速やかに事業実施主体の選定に公募方式を導入するとともに、さらに9月に追加措置された豚肉価格緊急安定対策事業及び地域養豚振興特別対策事業（肉豚安定出荷緊急促進事業）についても、公表後、事業実施主体の選定を平成20年度に引き続き公募方式により実施した。平成21年度にあっては、機構法施行規則第2条で定められた要件以外の事業毎に設けていた応募者の要件を廃止するとともに、公募に係る「Q&A」を作成することにより、応募者の増加に努力。 さらに、平成22年度の畜産業振興事業について、価格関連対策の公表後、速やかに事業実施主体の選定に公募方式を導入した。	a
【中期計画】 (2) 効率的かつ効果的な施設整備事業の実施を図る観点から、以下の措置を講じる。 ① 事業実施計画の承認に当たり事業実施主体と協議を行う。 ② 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。 ③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。 ④ 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目までは利用状況の調査を行う。 また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	◇ (2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 【評価指標】 ① 事業実施主体との協議 分母を事業実施計画の整備件数とし、分子を事業実施計画承認申請前に協議（書面を含む）を行った整備件数とする。 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった 【業務実績報告書の記述】 事業実施計画の整備件数413件に対し、事前に協議を行った整備件数は413件であった。 【評価指標】 ② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択 a：評価基準を満たしているものを採択した c：評価基準を満たしているもの以外を採択した 【業務実績報告書の記述】 評価手法が開発されている施設整備事業については、効果が費用を上回るが見込まれるもの又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。採択状況は以下のとおり。 （費用対効果・採択件数） 家畜排せつ物利活用推進事業10件 地域養豚振興特別対策事業1件 肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業13件	a

【年度計画】	食肉等流通合理化総合対策事業11件	
(2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施	計 35件	
① 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議（書面によるものを含む。）を行う。	(コスト分析・採択件数)	
② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。	家畜排せつ物利活用推進事業167件	
③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。	地域養豚振興特別対策事業41件	
④ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目までのものの利用状況の調査を行う。	肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業145件	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	国産飼料資源活用促進総合対策事業5件	
③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。	食肉等流通合理化総合対策事業16件	
④ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目までのものの利用状況の調査を行う。	計 374件	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	【評価指標】	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	③ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	a : 必要がなかった又は十分であった	a
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	b : 必要はあったが、やや不十分であった	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	c : 必要はあったが、不十分であった	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	【業務実績報告書の記述】	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	採択した事業費5千万円以上の案件（19件）について、年度の途中における工事の進捗等に関するヒヤリングを実施し、又は報告を受けた。この結果、現地調査の必要な事例はなかった。	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	【評価指標】	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	④ 設置後3年目までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	a : 必要がなかった又は十分であった	a
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	b : 必要はあったが、やや不十分であった	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	c : 必要はあったが、不十分であった	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	【業務実績報告書の記述】	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	費用対効果分析を実施している事業で設置された対象施設全て（164施設）について、利用状況の調査を行った。また、複数年度分のデータが蓄積された施設については、時系列的な点検を行った。	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	【評価指標】	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	⑤ 設置後3年目を経過した年に行う事後評価	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	効用が費用を上回る件数の全件数割合を90%以上とする。	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	a : 達成度は、100%以上であった	a
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	b : 達成度は、70%以上100%未満であった	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	c : 達成度は、70%未満であった	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	【業務実績報告書の記述】	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	事後評価報告書を徴取し、目標年を5年としている事業を除いた施設について、審査・確認を行った結果、全件数に占める効用が費用を上回った件数の割合は100%であった（51件中51件）。	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	なお、目標年を5年としている36件についても、別途中間的な評価を行ったが、3年目終了時点においては、効果が費用を上回る施設が5件にとどまったことから、事業実施主体から改善計画を提出させ、指導を行った。	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	平成22年3月29日に開催された補助事業に関する第三者委員会において、事後評価結果を報告した。	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	(内訳) 畜産分野 - 14件中14件	
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	砂糖分野 - 37件中37件	
【中期計画】	◇ (3) 補助事業の適正、効率的な実施の確保	
(3) 補助事業に関する業務執行規程等に基づき以下の対応を行う。	【評価指標】	
① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。	① 業務執行規程等の基準に基づいた事業の審査	
② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を	a : 取り組みは十分であった	a
② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を	b : 取り組みはやや不十分であった	
② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を	c : 取り組みは不十分であった	

<p>徹底する。</p> <p>③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握する。</p> <p>④ 毎年度、ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。</p> <p>⑤ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、速やかに行う。</p> <p>⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法等の改善を行う。</p> <p>⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、中期目標期間中にすべての基金について見直しを実施する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程に基づいて作成した審査基準チェックシートを用い、事業採択に当たり、同シートにより基準に基づく審査を実施した（1,157件）。また、同シートを採択に係る全ての起案文書に添付して確認した。</p> <p>（内訳）</p> <p>畜産分野 － 1,090件</p> <p>野菜分野 － 57件</p> <p>砂糖分野 － 10件</p>	
<p>【年度計画】</p> <p>③ 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程等に基づき、以下の措置を講じる。</p> <p>① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p> <p>② 新規事業を中心に、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p> <p>③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握し、その効率的な執行を確保する。</p> <p>④ ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要及び事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。</p> <p>⑤ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理</p>	<p>【評価指標】</p> <p>② 巡回指導等の実施</p> <p>分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。</p> <p>a：達成度合は、90%以上であった</p> <p>b：達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c：達成度合は、50%未満であった</p>	a
<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、新規23事業（緊急対策及び拡充事業を含む。）について、事業実施主体に対する事業説明会、巡回指導等を44回実施した。この他、継続事業についても全国会議、巡回指導等を実施した。</p> <p>（内訳） 畜産分野 － 22事業に対し22事業</p> <p>野菜分野 － 1事業に対し1事業</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、新規23事業（緊急対策及び拡充事業を含む。）について、事業実施主体に対する事業説明会、巡回指導等を44回実施した。この他、継続事業についても全国会議、巡回指導等を実施した。</p> <p>（内訳） 畜産分野 － 22事業に対し22事業</p> <p>野菜分野 － 1事業に対し1事業</p>	
<p>【評価指標】</p> <p>③ 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>事業の適正、効率的な実施を確保するため、事業の進行管理システムに基づく進行管理表により、毎月事業の進行管理を行った。</p>	a
<p>【評価指標】</p> <p>④ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>事業の透明性の確保を図るため、ホームページ等で、事業内容、補助対象者、採択要件、申請様式、申請窓口等を公表するとともに、事業等採択後、速やかに補助先を公表した。また、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し、公表した。</p>	a
<p>【評価指標】</p> <p>⑤ 事務処理手続の迅速化</p> <p>分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子を10業務日以内で行った要領、実施計画及び交付申請の合計件数とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る事業については対象件数から除外する。</p> <p>a：達成度合は、90%以上であった</p> <p>b：達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c：達成度合は、50%未満であった</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>事業の透明性の確保を図るため、ホームページ等で、事業内容、補助対象者、採択要件、申請様式、申請窓口等を公表するとともに、事業等採択後、速やかに補助先を公表した。また、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し、公表した。</p>	a

<p>してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内である件数の全件数に占める割合を90%以上とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る件数については、対象件数から除く。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>進行管理システムによる進行管理の徹底等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金交付等の申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内であった割合は100%であった(総受理件数1,675件に対し、10業務日以内に行った件数は1,675件)。</p> <p>(内訳) 畜産分野 — 1,575件に対し1,575件 野菜分野 — 90件に対し 90件 砂糖分野 — 11件に対し 11件</p>	
<p>⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ評価手法等の改善を行う。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>⑥ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入</p> <p>a : 適切な評価手法を導入した c : 評価手法を導入しなかった</p>	a
<p>⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行う。</p> <p>⑧ 畜産業振興事業について、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>新規等の事業について、各事業の共通経費に係るコスト分析手法、目標設定・評価手法等の評価手法をすべて適用した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>⑦ 評価手法の必要に応じた改善等</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった b : 必要はあったが、やや不十分であった c : 必要はあったが、不十分であった</p>	a
<p>⑨ 畜産業振興事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。)等に準じて定めた基準(平成20年度改正)に基づき基金の見直しを行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>器具・機材の整備事業のうち、肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業の整備項目の1つである「増頭に資する器具機材等の整備事業」における「施設の改造に必要な資材の支給」については、コスト分析手法として、1万円/㎡の基準(上限額)を新たに設定する等、「畜産業振興事業の実施について」の規程を4月1日付で改正した。</p> <p>また、野菜農業振興事業について、平成21年度から新たに実施する事業にコスト分析手法を適用した。</p>	
<p>⑧ 決算上の不用理由の分析</p>	<p>【評価指標】</p> <p>⑧ 決算上の不用理由の分析</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>⑨ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直し</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成20年度事業について、不用額の大きい事業の理由の分析を行い、平成21年6月24日に開催された補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>⑨ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直し</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>⑨ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直し</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成21年度事業の実施要綱の制定・改正を通じて、次のとおり見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金経由の在り方…肉用牛肥育経営安定対策事業他6事業について、中央団体経由の実施を機構直接交付方式に変更 ・各法人等における基金造成の在り方…中央団体経由の実施を機構直接交付方式に変更したことに伴い、肉用牛肥育経営安定対策事業他4事業について、中央団体に造成していた基金を廃止 	

<p>【評価指標】</p> <p>⑩ 基準等の見直し</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>(実施した年度のみ評価を行う)</p>	a
<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>畜産業振興事業により造成した基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準（平成20年度改正）に基づき、平成21年度当初に基金を保有している41基金について、事業実施期間中の所要額を上回る部分の返還を求める見直しを実施し、その結果を10月9日にホームページ上で公表した。</p> <p>基金の見直しにより、平成21年度に不用となった中央団体の基金457億円を機構に返還させ22年度には地方団体の基金を返還させることとした。</p> <p>なお、行政刷新会議の評決を踏まえ、平成22年度に203億円を返還させることとしている。</p> <p>【参考】</p> <p>砂糖関係の基金については、平成21年度に終了した3基金の資金残高（14百万円）を返還させることとしたほか、精製糖企業再編・合理化対策基金について保有割合を見直し、1月9日にホームページ上で公表した。見直しの結果、返還金は発生しなかった。</p>	

評価項目	達成状況	評価
第2-1 畜産関係業務	○ 畜産関係業務 【評価結果】 指標の総数：50 評価aの指標数：42×2点＝84点 評価bの指標数：1×1点＝1点 評価cの指標数：0×0点＝0点 （評価対象外：7） 合計 85点（85/86＝99%）	A
【中期計画】 (1) 指定食肉の売買 指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の需給動向を定期的に把握するとともに、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。 【年度計画】 (1) 指定食肉の売買 指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の需給動向を毎月（価格動向については毎日）把握するとともに、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。	◇ (1) 指定食肉の売買 【評価指標】 ① 指定食肉の需給動向の把握 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 畜産物の価格安定を図るため、指定食肉について、日々の卸売価格等を把握（「畜産物卸売価格等の推移」）するとともに、食肉に関する各種統計資料及び機構が実施する「食肉保管状況調査」の結果等により、定期的に食肉の需給動向等を把握した（「牛肉・豚肉等の需給動向」他）。また、牛肉・豚肉の品目別輸入動向調査に係る分析検討委員会において、輸入商社から海外及び国内の需給動向について情報を収集した。さらに、これらの情報を「畜産の情報」への活用やHP掲載等に使用した。 【評価指標】 ② 30業務日以内の買入れ又は売渡しの実施 分母を指定食肉の買入れ又は売渡しの実施回数とし、分子を当該買入れ又は売渡しを決定した日から30業務日以内に買入れ又は売渡しを実施した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった （実施した年度のみ評価を行う） 【業務実績報告書の記述】 指定食肉の買入れには至らなかった。 【参考】 豚肉については、出荷頭数の増加等により、7月下旬以降価格が大幅に低下し、8月以降安定基準価格を下回る低水準で推移した。このような状況を踏まえ、9月25日に畜産業振興事業による豚肉価格安定緊急対策が措置され、事業実施主体を公募で選定した後、調整保管に係る買入れを10月13日から3月31日まで実施した。 これにより、豚肉価格は、3月では415円/kgまで回復した。	a
【中期計画】 (2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を定期的に把握するとともに、国が保管計画の認定を	◇ (2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 【評価指標】 ① 畜産物の需給動向の把握 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった	a

<p>行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。 【参考】平成4年度実績：16業務日</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を毎月（指定食肉及び鶏卵の価格動向については毎日）把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 畜産物の価格安定を図るため、指定食肉について、日々の卸売価格等を把握（「畜産物卸売価格等の推移」）するとともに、食肉に関する各種統計資料及び機構が実施する「食肉保管状況調査」の結果等により、食肉の需給動向等を把握した（「牛肉・豚肉等の需給動向」他）。また、牛肉・豚肉の品目別輸入動向調査に係る分析検討委員会において、輸入商社から海外及び国内の需給動向について情報を収集した。さらに、これらの情報を「畜産の情報」への活用やHP掲載等に使用した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 14業務日以内の調整保管の開始 分母を国が保管計画の認定を行った回数とし、分子を当該保管計画の認定日から14業務日以内に調整保管の交付決定を行った回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった （実施した年度のみ評価を行う）</p> <p>【業務実績報告書の記述】 法定の生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業については、実施しなかった。</p> <p>【参考】 豚肉については、豚肉価格安定緊急対策事業（畜産業振興事業）により、調整保管に係る買入れを10月13日から3月31日まで実施した。</p>	<p>—</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 畜産に係る補助 畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。 また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中に機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。</p> <p>① 学校給食用牛乳供給事業 ア 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき定められている学校給食供給目標について、牛乳等に関する普及啓発等の推進により、供給日数に係る達成率を毎事業年度90%以上とする。</p> <p>イ 事業実施主体の取組について、効果の高い活動事例の情報提供やその活用促進により重点化を進めるとともに、事業の提案に際しその必要性・有効性等について事前の検証を行う。</p>	<p>◇ (3) 畜産に係る補助</p> <p>① 学校給食用牛乳供給事業 ◇ア 学校給食供給目標の供給日数に係る達成率の向上</p> <p>【評価指標】</p> <p>(7) 学校給食供給目標に係る達成率 供給日数に係る達成率を、分母を小中学校の供給目標日数とし、分子を総供給実績数量を総供給人員で除して得た実績供給日数（1人1日当たり1本供給）とし、90%以上とする。 a：達成度合は、100%以上であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>a</p>
<p>【業務実績報告書の記述】 平成21年度は、新型インフルエンザの流行により、一部の小中学校で休校等の措置が採られたため、供給日数は前年度に比べ1.5%（2.7日）減少し、179.5日となったが、供給目標（195日）に対する供給日数の達成度合は100%以上（92.1%/90%）となった。 なお、供給日数目標の達成に向け、供給日数の拡大の余地のある都道府県（給食日数に比較し、牛乳の供給日数が3日以上少ない秋田県ほか6県）について巡回指導等を実施した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>(4) 牛乳に関する普及啓発等の推進 分母を副読本、クリアファイルの配布等による普及啓発を計画した事業実施主体数とし、分子はこれを実施した事業実施主体数とする。 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 平成21年度は、新型インフルエンザの流行により、一部の小中学校で休校等の措置が採られたため、供給日数は前年度に比べ1.5%（2.7日）減少し、179.5日となったが、供給目標（195日）に対する供給日数の達成度合は100%以上（92.1%/90%）となった。 なお、供給日数目標の達成に向け、供給日数の拡大の余地のある都道府県（給食日数に比較し、牛乳の供給日数が3日以上少ない秋田県ほか6県）について巡回指導等を実施した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>(4) 牛乳に関する普及啓発等の推進 分母を副読本、クリアファイルの配布等による普及啓発を計画した事業実施主体数とし、分子はこれを実施した事業実施主体数とする。 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった</p>	<p>a</p>

<p>ウ 学校給食用牛乳の消費の維持拡大・定着促進という事業目的の達成度を適切に把握し、事業成果の評価を行うため、各事業メニューごとに事業目的の達成度を測る上でふさわしい指標をできる限り具体的に設定し、これに基づく事業成果の評価を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 供給日数に係る達成率の向上に資するため、副読本、クリアファイルの配布等による牛乳の栄養価値などに関する普及啓発の推進を図った。普及啓発を計画した事業実施主体数47に対し、実施した事業実施主体は47であった。</p> <p>【参考】 事業成果の評価を行うアンケート調査において、副読本・クリアファイルの活用状況及び効果について検証した。</p>	
<p>エ 学校給食において牛乳を経験した者のその後の牛乳摂取の影響を把握するための手法を研究する。</p>	<p>◇イ 事業実施主体への情報提供等</p> <p>【評価指標】</p> <p>(7) 効果の高い活動事例の情報提供 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>【年度計画】 (3) 畜産に係る補助 畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、以下のとおり事業の重点化を図るとともに、機動的・弾力的に実施する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 農林水産省、機構及び(社)日本酪農乳業協会による審査により、学校栄養教諭等が作成した普及啓発教材の活用事例14事例の中から最優良事例1点、優良事例3点を選定の上、機構ホームページに掲載した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>(1) 事業提案の必要性・有効性等の事前の検証 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中に機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 事業計画書の提出前に、事業計画書(案)及び検証シートの提出を求め、事前検証を行い、必要性・有効性の観点から11件の事業計画の見直しを指示した。</p>	
<p>① 学校給食用牛乳供給事業 ア 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)に基づき定められている学校給食供給目標について、供給日数に係る達成率を向上させるため、事業実施主体を通じて児童及び生徒等に対して、牛乳等に関する普及教材の配布等の普及啓発等を推進する。</p>	<p>◇ウ 各事業メニューごとの評価指標の設定と事業成果の評価</p> <p>【評価指標】</p> <p>(7) 各事業メニューごとの評価指標の設定 a : 設定した c : 設定しなかった (実施した年度のみ評価を行う)</p> <p>【評価指標】</p> <p>(1) 事業成果の評価 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	—
<p>同法に基づき定められている学校給食供給目標について、供給日数に係る達成率を90%以上とする。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 アンケート調査を実施の上、平成20年度に策定した評価指標に基づき各事業メニューごとの事業成果の評価を行った。 なお、平成21年度に実施した評価結果は、17事業メニューのうち、11事業がa評価、1事業がb評価、4事業がc評価、1事業が評価結果なし(実績なし)となった。</p>	a
<p>イ 事業実施主体の取組について、効果の高い活動事例の情報提供を行うとともに、事業の提案に際しその必要性・有効性等について事前の検証を行う。</p> <p>ウ 各事業メニューごとに設定した評価指標に基づき、事業成果の評価を行う。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇エ 牛乳摂取の影響を把握するための手法の研究 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a

<p>エ 学校給食において牛乳を経験した者のその後の牛乳摂取の影を把握するための手法の研究を継続する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 平成20年度に実施したサンプル調査（34,000人の中から1,080人のモニターを選定し、学校給食での牛乳摂取の経験の有無とその後の牛乳摂取の影響調査）結果を分析したところ、中学卒業後の牛乳摂取は大幅に落ち込むものの、学校給食での牛乳摂取の経験が、その後の牛乳摂取の習慣に一定の効果があることが明らかになった。上記の調査手法についての評価も行った。</p>	
<p>【中期計画】 (3) 畜産に係る補助 ② 畜産業振興事業 ア 生乳の需給安定対策 (7) 乳業の国際競争力を強化するため、衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備を図る。 (4) 国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のため、栄養的価値等のPR、正しい知識の普及等の普及啓発を行い、消費者等に対するアンケート調査における国産生乳・乳製品等の摂取に繋がる知識等の普及度を中期目標期間終了時まで5%以上向上させる。</p>	<p>◇(3) 畜産に係る補助 ② 畜産業振興事業 ◇ア 生乳の需給安定対策 【評価指標】 (7) 衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備 分母を乳業施設の整備計画の採択件数とし、分子を乳業施設の整備件数とする。 a：達成度は、90%以上であった b：達成度は、50%以上90%未満であった c：達成度は、50%未満であった</p>	—
<p>イ 肉用牛対策 (7) 肉用牛肥育経営者、肉用子牛生産者、肉専用種繁殖経営者等の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補てん金を交付する。 (4) 肉用牛の生産基盤の安定化を図るため、改良増殖及び飼養管理技術の向上のための新技術の実用化等の支援を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 事業パンフレットを作成の上、ブロック会議を通じて事業PRに努めるとともに、乳業者等の要請により県レベル（岩手県、富山県）での事業説明会も開催したが、乳業施設整備計画の提出がなかったため、採択も行わなかった。 【評価指標】 (4) 国産牛乳・乳製品等に係る知識等の普及度の向上 a 普及啓発の実施 分母を事業実施主体のイベント等の催事の普及啓発の計画件数の合計とし、分子を実施件数の合計とする。 a：達成度は、90%以上であった b：達成度は、50%以上90%未満であった c：達成度は、50%未満であった</p>	a
<p>ウ 飼料対策 (7) 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、農薬等の使用量の低減、土壌流出の防止等環境との調和を図りつつ、高位生産草地への転換を図る。 (4) ゆとりある畜産経営を実現するため、コントラクター（飼料生産受託組織）を育成・強化し、効率的な飼料生産の受託システムを確立する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 国産生乳・乳製品等に対する理解の促進を図るため、イベントの開催等により栄養的価値等のPR、正しい知識の普及啓発を行った。 これらの計画件数の合計69件に対して、実績は66件であった。（3件は、福島県、新潟県、岐阜県で開催予定であったが新型インフルエンザの流行により、蔓延防止の観点から開催を中止したもの） 【評価指標】 b アンケート調査の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p>エ 環境対策 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のため、機械施設の整備及び民間団体等による指導を推進する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 国産生乳・乳製品等に係る知識等の普及度を測定するため、一般消費者1,021人（一部回答者を含む。）を対象にアンケート調査を実施した。 その結果、国産生乳・乳製品等に係る知識等の普及度は56.8%（20年度55.9%）であった。 （参考）平成24年度の目標値：60.5% ◇イ 肉用牛対策 【評価指標】 (7) 肉用牛肥育経営安定事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p>オ 食肉等流通対策 (7) 国産食肉の市場競争力の確保</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 国産生乳・乳製品等に係る知識等の普及度を測定するため、一般消費者1,021人（一部回答者を含む。）を対象にアンケート調査を実施した。 その結果、国産生乳・乳製品等に係る知識等の普及度は56.8%（20年度55.9%）であった。 （参考）平成24年度の目標値：60.5% ◇イ 肉用牛対策 【評価指標】 (7) 肉用牛肥育経営安定事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a

<p>を図るため、食肉処理施設の再編合理化、衛生水準の高いモデル的な食肉処理施設の整備等を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 厳しい経営環境が続く肉用牛肥育経営に対処するため、肉用牛肥育経営安定対策事業に係る補てん金の的確な交付を目的に、都道府県の生産者積立金（肥育牛登録頭数に生産者積立金単価を乗じた額6,751百万円）の造成状況に対応して、四半期毎に基金造成を行った。 平成21年度基金造成額 202億5千万円</p>	
<p>(イ) 国産食肉に対する理解の促進のため、栄養的価値等のPR、正しい知識の普及等の普及啓発を行い、消費者等に対するアンケート調査における畜産物に係る知識等の普及度を中期目標期間終了時まで5%以上向上させる。</p>	<p>【評価指標】 (イ) 生産性の向上のための実証調査等 分母を事業実施計画上の実施件数とし、分子を事業実績上の実施件数とする。 a：達成度は、90%以上であった b：達成度は、50%以上90%未満であった c：達成度は、50%未満であった</p>	a
<p>カ 家畜衛生・その他の対策 (7) 豚コレラ等の家畜伝染病のまん延防止を図るため、畜産農家等が自ら行う互助活動の支援等により養豚農家等の衛生水準を向上させる。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 肉用牛の生産基盤の安定を図るため、繁殖雌牛の導入、肉用牛の改良増殖の強化等の事業に対する補助を行った。 事業実施計画上の実施件数17件に対し、事業実績上の実施件数は17件であった。</p>	
<p>(イ) 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等を行う。 (ウ) BSE発生農家等への支援を行うとともに、肉骨粉の適正な処分を推進し、安全な肉骨粉の供給体制を整備する。</p>	<p>【評価指標】 (ウ) 畜産新技術の実用化等を図るための現地調査の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p>(イ) 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、畜産物に係る知識の普及及び安全性のPRを行うとともに、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 肉用牛の生産基盤安定化を図るため、雌雄産み分けのための精子分別技術の実用化に向けた事業に対して補助を行った。 また、事業実施状況報告を計画的に徴収するとともに、現地調査を実施することにより、事業の進捗状況を確認した。</p>	
<p>【年度計画】 (3) 畜産に係る補助 ② 畜産業振興事業 ア 生乳の需給安定対策 (7) 乳業の国際競争力を強化するため、衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備を採択する。</p>	<p>◇ウ 飼料対策 【評価指標】 (7) 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減のための生産性の高い草地への転換 分母を事業実施計画上の飼料作物の生産の振興等に係る助成面積(件数)とし、分子を事業実績上の助成面積(件数)とする。 a：達成度は、90%以上であった b：達成度は、50%以上90%未満であった c：達成度は、50%未満であった</p>	a
<p>(イ) 国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のため、イベントの開催等により栄養的価値等のPR、正しい知識の普及啓発を行う。 また、イベントの開催時等において消費者等を対象に国産生乳・乳製品等の摂取に繋がる知識等の普及度を測定するアンケート調査を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、土壌の分析・改良等による草地の改善及び草地の利用拡大の普及啓発のためのコンクール等に要する経費への補助を行った。 草地改善面積については、計画の6,341.52haに対し、実績は6,270.14haであった。 また、コンクール等については、7回の計画に対し7回実施した。</p>	
<p>イ 肉用牛対策 (7) 肉用牛肥育経営安定対策事業について、補てん金を迅速・的確に交付するため、補てん金の交付状況等に応じて所要の基金</p>	<p>【評価指標】 (イ) ゆとりある畜産経営の実現 a 効率的な飼料生産受託システムの確立 分母を事業実施計画上の飼料収穫作業、堆肥散布作業、耕起等作業等の各作業毎の実施件数とし、分子を事業実績上の各作業毎の実施件数とする。 a：達成度は、90%以上であった b：達成度は、50%以上90%未満であった c：達成度は、50%未満であった</p>	a

<p>造成を適切に行う。</p> <p>(4) 肉用牛の生産基盤の強化を図るため、新規参入、繁殖雌牛の導入、肉用牛の改良増殖の強化及び子牛の生産性向上等への支援を行う。また、畜産新技術の有効活用への支援等を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>ゆとりある畜産経営を実現するため、飼料収穫作業等の各作業について、コントラクター（飼料生産等作業受託組織）が作業を実施した場合に、受託面積に応じた補助を行った。</p> <p>事業実施計画上の各作業の実施件数156件に対し、事業実績上の実施件数は151件であった。</p>	
<p>ウ 飼料対策</p> <p>(7) 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、土壌の分析・改良等による草地の改善、飼料利用の拡大のためのコンクール等を実施することにより、環境との調和を図った生産性の高い草地への転換を推進する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>b ヘルパー制度の利用拡大</p> <p>分母を事業実施計画上のヘルパー制度の利用拡大のための研修及び表彰等の実施回数とし、分子を事業実績上の研修及び表彰の実施回数とする。</p> <p>a : 達成度合は、90%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、50%未満であった</p>	a
<p>(4) ゆとりある畜産経営を実現するため、飼料収穫作業、堆肥散布作業等の各作業毎に補助を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>ゆとりある畜産経営を実施するため、ヘルパー研修会や優良ヘルパーの表彰を行った。</p> <p>事業実施計画上の実施回数8回（研究会7回、表彰1回）に対し、計画どおり実施した。</p>	
<p>エ 環境対策</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）を踏まえ、本事業によりたい肥の調整・保管に必要な機械施設を整備するための所要額を早期に把握して基金造成を適切に行うとともに、民間団体等によるたい肥をはじめとする排せつ物の利用等の指導の推進を図る。</p>	<p>◇エ 環境対策</p> <p>家畜排せつ物管理の適正化及び利用の促進</p> <p>【評価指標】</p> <p>a リース事業による整備の進捗状況の把握に基づく所要（当面の必要額）の基金造成等による機械施設の整備の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>オ 食肉等流通対策</p> <p>(7) 食肉処理施設の整備等については、豚副産物の分別を含むBSE関連規則に対応した施設整備等衛生・環境関連の計画を優先的に採択する。</p> <p>(4) 国産食肉に対する理解の促進のため、イベントの開催等により栄養的価値等のPR、正しい知識の普及啓発を行う。また、イベントの開催時等において消費者等を対象に国産食肉に係る知識等の普及度を測定するアンケート調査を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に係る管理基準に基づき、リース事業の進捗状況を四半期ごとに事業実施主体から徴し、事業の適格な取組に向けた指導等を行うとともに、平成20年度から22年度の3年間で造成する基金について、事業の要望調査を踏まえ、平成21年度分所要額の造成を行った。</p> <p>所要額：69億3千万円（H20～22）</p> <p>平成21年度造成額：16億5千万円</p> <p>平成20年度造成額：26億7千万円</p> <p>平成22年度造成予定額：26億円</p> <p>〔なお、平成22年度においては、他のリース事業と統合され、新たな基金造成は行わないこととしている。〕</p>	a
<p>カ 家畜衛生・その他の対策</p> <p>(7) 事業実施主体が実施するブロック会議に積極的に参加し、家畜衛生互助制度の普及等に努めることにより、養豚農家等の衛生水準の向上、家畜伝染病のまん延防止等を支援する。</p> <p>(4) 負債の償還が困難な生産者及び</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>民間団体等が農家等に対し、たい肥の利用の促進を図るための指導を行う計画（30道府県）を採択するとともに、農家への指導が計画に沿って進捗していることについて、事業実施主体へのヒアリングをもって確認した。</p> <p>◇オ 食肉等流通対策</p> <p>【評価指標】</p>	

<p>後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等を行うとともに、生産者、県団体等に対する現地指導を行う。</p>	<p>(7) 衛生・環境関連の施設整備計画の優先的な採択 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	<p>a</p>
<p>(ウ) BSE発生農家等への支援を行うとともに、畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地指導を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 需要調査により25件の施設整備計画を把握し、21件の施設整備を採択したが、そのうちの衛生・環境関連の施設整備16件について優先的にヒヤリング及び採択を行った。</p>	
<p>(イ) 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、国と連携して、畜産物に係る知識の普及、安全性のPRを速やかに行うとともに、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を速やかに行う。</p>	<p>(イ) 国産食肉に係る知識等の普及度の向上 【評価指標】 a 普及啓発の実施 分母を事業実施主体のイベント等の催事の普及啓発の計画件数の合計とし、分子を実施件数の合計とする。 a : 達成度は、90%以上であった b : 達成度は、50%以上90%未満であった c : 達成度は、50%未満であった</p>	<p>a</p>
	<p>【業務実績報告書の記述】 国産食肉に対する理解の促進を図るため、イベントの開催等により栄養的価値等のPR、正しい知識の普及啓発を行った。 これらの計画件数の合計25件について進捗状況の点検を行った結果、実施件数は25件であった。</p>	
	<p>【評価指標】 b アンケート調査の実施 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	<p>a</p>
	<p>【業務実績報告書の記述】 消費者等の国産食肉に係る知識等の普及度を測定するため、合計1502名に対しアンケート調査を実施し、現状把握に努めた。 アンケート調査における国産食肉に係る知識等の普及度は44.1%であり、前年度実績を1.6ポイント上回った。 (参考) 平成20年度の普及度42.5%を基準として、平成24年度までに5%以上向上(目標値47.5%)することを24年度の目標とする。</p>	
	<p>◇カ 家畜衛生・その他の対策 【評価指標】 (7) 養豚農家等の衛生水準の向上のための指導等の実施 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	<p>a</p>
	<p>【業務実績報告書の記述】 豚コレラ等の家畜伝染病のまん延防止を図る観点から、畜産農家等が自ら行う互助活動への支援を行うことを目的とした家畜衛生互助制度について、制度の普及と事業の円滑な推進を図るため、全国会議2回、ブロック会議に7回参加し、制度の普及及び適正な執行のための指導を行った。</p>	
	<p>【評価指標】 (イ) 長期低利の借換資金の融通等に係る指導等の実施 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	<p>a</p>

	<p>【業務実績報告書の記述】 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営継承の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等のための利子補給を実施するとともに、指導計画に基づき7道県の現地指導を実施した。</p>	
	<p>(ウ) BSE発生農家等への支援 【評価指標】 a BSE患者の発生に伴う、生産農家等への支援 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	—
	<p>【業務実績報告書の記述】 代替牛の導入に要する経費等の補助に係る交付申請はなかった。 【評価指標】 b 畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地調査の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】 畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するため、調査計画に基づき、18カ所について現地調査を実施した。 【評価指標】 (イ) 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】 畜産農家の経済的負担軽減、経営の維持と安定を図るため、平成21年度補正予算で措置された畜産経営維持緊急支援資金融通事業及び畜産自給力緊急支援事業について、補正予算成立後速やかに事業実施が行えるよう実施要綱の制定を迅速に実施した。 【評価指標】 (オ) 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産物に係る知識の普及、安全性のPRの実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)</p>	—
<p>【中期計画】 (4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付 ① 生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。ただし、指定生乳生産者</p>	<p>(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付 ◇① 交付業務の迅速化 【評価指標】 ア 18業務日以内の交付 分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p>	a

<p>団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。 〔参考〕平成18年度実績：18業務日</p> <p>【年度計画】</p> <p>(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付</p> <p>① 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。 このため、指定生乳生産者団体における円滑な事務処理についての指導等を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>指定生乳生産者団体からの加工原料乳生産者補給交付金の交付申請については、支払請求件数48件に対して、18業務日以内に交付を行った件数は48件であった。</p> <p>【評価指標】</p> <p>イ 指定生乳生産者団体に対する指導 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>加工原料乳生産者補給交付金を18業務日以内に交付するため、事務処理の迅速化等についての文書を指定生乳生産者団体に送付し、生産者補給交付金交付事務の一層の迅速化について指導を行った。</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付</p> <p>② ホームページ等において、事務手続の合理化等により、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。 〔参考〕平成18年度実績：9業務日</p>	<p>(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付</p> <p>◇② 受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 9業務日以内の公表 分母を公表回数とし、分子を9業務日以内に公表した回数とする a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表については、公表回数12回に対して、9業務日以内に公表した回数は12回であった。</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付</p> <p>② ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。 このため、都道府県及び指定生乳生産者団体との連携を図る。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>イ 都道府県及び指定生乳生産者団体との連携 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>9業務以内に情報を公表するため、「加工原料乳生産者補給交付金交付関係業務の迅速化等について」を作成し、都道府県及び指定生乳生産者団体に送付し、都道府県及び指定生乳生産者団体との相互連絡等について指導を行った。</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>① 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、事務処理の迅速化、輸入業務関係者に対する指導の強化等により、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に売渡しを行う。 〔参考〕平成9年度実績：57日（大洋州産以外のものは84日）</p>	<p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>◇① 価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合の指定乳製品等の輸入及び売渡し</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）の売渡しの実施 分母を農林水産大臣の輸入承認に係る輸入の実施回数とし、分子を当該輸入に係る乳製品を50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に売渡しに付した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p>	—

<p>【年度計画】</p> <p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>① 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に指定乳製品等の輸入及び売渡しを行う。</p> <p>このため、以下のとおり輸入業務関係者に対する指導強化等を行う。</p> <p>ア 輸入業務の委託先となる指定商社に対し、迅速な輸入手続き等に係る説明・指導を行う。</p> <p>イ 輸入指定乳製品等の寄託先となる指定倉庫に対し、万全な荷扱い等に係る説明・指導を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれのある状況に至らなかったため、輸入・売渡しは実施しなかった。</p> <p>【評価指標】</p> <p>イ 指定商社に対する説明・指導</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>指定商社31社を参集し、迅速な輸入手続き等に関する説明・指導の会議を開催した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>ウ 指定倉庫に対する説明・指導</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>指定倉庫46社を参集し、万全な荷扱い等に関する説明・指導の会議を開催した。</p>	<p>a</p>												
<p>【中期計画】</p> <p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>② 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を確実に輸入する。</p>	<p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>【評価指標】</p> <p>◇② 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入手当て分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>a</p>												
<p>【年度計画】</p> <p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>② 国家貿易機関として、平成21年度に国から通知を受けた指定乳製品等の輸入数量を輸入手当てとする。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>国際約束に従って国が定めて機構に通知する数量の全量について、輸入契約を締結した。平成21年度にあつては、国内需給が緩和する中、実需者からの要望を踏まえ、新たにバターオイルを輸入品目に追加した。</p> <p>i) 国から通知を受けた数量</p> <p style="text-align: right;">137,202トン</p> <p>ii) 輸入入札に付した数量（不落札分を除く。）</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>脱脂粉乳</td><td style="text-align: right;">7,856トン</td></tr> <tr><td>ホエイ・調製ホエイ</td><td style="text-align: right;">8,441トン</td></tr> <tr><td>デリースプレッド</td><td style="text-align: right;">505トン</td></tr> <tr><td>バターオイル</td><td style="text-align: right;">116トン</td></tr> <tr><td>バター</td><td style="text-align: right;">1,668トン</td></tr> <tr><td>全乳換算</td><td style="text-align: right;">137,204トン</td></tr> </table>	脱脂粉乳	7,856トン	ホエイ・調製ホエイ	8,441トン	デリースプレッド	505トン	バターオイル	116トン	バター	1,668トン	全乳換算	137,204トン	
脱脂粉乳	7,856トン													
ホエイ・調製ホエイ	8,441トン													
デリースプレッド	505トン													
バターオイル	116トン													
バター	1,668トン													
全乳換算	137,204トン													
<p>【中期計画】</p> <p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>③ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p> <p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者に対して外国産指定乳製品</p>	<p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>◇③ 国が指示する方針による、指定乳製品の的確な売り渡し等</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 指定乳製品等の的確な売り渡し</p> <p>分母を国が指定する方針による売渡計画の数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>（売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。）</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>四半期ごとに農林水産省生産局長あてに届け出ている売渡計画に基づき、脱脂</p>	<p>a</p>												

<p>等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>③ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p> <p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>粉乳、ホエイ及び調製ホエイ、デAIRースプレッド及びバターオイルを売渡入札に付した。</p> <p>i) 脱脂粉乳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売渡計画</th> <th>売渡入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1四半期</td> <td>6,138</td> <td>6,138</td> </tr> <tr> <td>第2四半期</td> <td>1,371</td> <td>1,371</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,509</td> <td>7,509</td> </tr> </tbody> </table> <p>ii) ホエイ及び調製ホエイ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売渡計画</th> <th>売渡入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1四半期</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>第2四半期</td> <td>6,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,000</td> <td>9,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>iii) デAIRースプレッド</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売渡計画</th> <th>売渡入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3四半期</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>iv) バターオイル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売渡計画</th> <th>売渡入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4四半期</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>毎月、指定乳製品・飲用牛乳等の需給・価格動向を把握し、ホームページで公表した。</p>		売渡計画	売渡入札	第1四半期	6,138	6,138	第2四半期	1,371	1,371	合計	7,509	7,509		売渡計画	売渡入札	第1四半期	3,000	3,000	第2四半期	6,000	6,000	合計	9,000	9,000		売渡計画	売渡入札	第3四半期	1,500	1,500		売渡計画	売渡入札	第4四半期	500	500	
	売渡計画	売渡入札																																				
第1四半期	6,138	6,138																																				
第2四半期	1,371	1,371																																				
合計	7,509	7,509																																				
	売渡計画	売渡入札																																				
第1四半期	3,000	3,000																																				
第2四半期	6,000	6,000																																				
合計	9,000	9,000																																				
	売渡計画	売渡入札																																				
第3四半期	1,500	1,500																																				
	売渡計画	売渡入札																																				
第4四半期	500	500																																				
	<p>【評価指標】</p> <p>イ 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a																																				
<p>【中期計画】</p> <p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>④ ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。</p>	<p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>【評価指標】</p> <p>◇④ 売買実績に係る情報の公表</p> <p>翌月の19日までの公表</p> <p>分母を公表回数とし、分子を翌月19日までに公表した回数とする。</p> <p>a : 達成度は、100%であった</p> <p>b : 達成度は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度は、70%未満であった</p>	a																																				
<p>【年度計画】</p> <p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>④ ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しの月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、ホームページにおける12回の公表のうち、翌月の19日までに公表した回数は12回であった。</p>																																					

<p>【中期計画】</p> <p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>① 交付業務の迅速化</p> <p>生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。</p> <p>【参考】平成18年度実績：14業務日</p>	<p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>◇① 交付業務の迅速化</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 14業務日以内の交付</p> <p>分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数と生産者積立助成金を交付した回数の合計回数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付を完了した回数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>① 交付業務の迅速化</p> <p>指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。また、必要に応じて会議を開催し、早期の交付申請等について指定協会に対する指導を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成20年度第4四半期分～21年度第3四半期分に係る生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請書を受理した日から14業務日以内に全て交付した（8回/8回）。</p> <p>第4四半期分</p> <p>生産者補給交付金6～13業務日</p> <p>生産者積立助成金6～13業務日</p> <p>第1四半期分</p> <p>生産者補給交付金6～13業務日</p> <p>生産者積立助成金6～13業務日</p> <p>第2四半期分</p> <p>生産者補給交付金6～13業務日</p> <p>生産者積立助成金6～13業務日</p> <p>第3四半期分</p> <p>生産者補給交付金6～10業務日</p> <p>生産者積立助成金6～13業務日</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>② 交付状況に係る情報の公表</p> <p>ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に公表する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>イ 指定協会に対する指導</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>生産者補給交付金等について、指定協会からの交付申請書を受理した日から14業務日以内に交付するため、事務処理スケジュールの遵守の徹底等について、全国会議を開催するとともに、指定協会に対して四半期毎に事務連絡文書を発して周知した。その結果、交付申請の遅滞はなく補給金等の支払いは、最短で6業務日、最長でも13業務日で行うことができた。</p> <p>全国会議開催 4月24日</p> <p>1月26日</p> <p>事務連絡文書発出 6月26日</p> <p>9月28日</p> <p>12月25日</p> <p>3月29日</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>② 交付状況に係る情報の公表</p> <p>ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に公表する。</p>	<p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>◇② 交付状況に係る情報の公表</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 5業務日以内の公表</p> <p>分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p>	a

<p>また、生産者に対して生産者補給金等交付通知書（葉書）を送付すること等により、情報提供の質の向上を図る。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 全指定協会に対する生産者補給交付金の交付実績の公表については、公表回数4回に対して交付を終了した日から5業務日以内に、公表した回数は4回であった。（4回／4回） 第4四半期分 3日 第1四半期分 4日 第2四半期分 3日 第3四半期分 3日</p>	
<p>【年度計画】 (6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付 ② 交付状況に係る情報の公表 ア ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から5業務日以内に公表する。また、指定協会を対象とした事務処理の適正実施のための会議を開催する。</p>	<p>事務処理の適正実施を図るため、4月23日及び1月26日に全国会議を開催した。 【評価指標】 イ 生産者補給金交付通知書（葉書）の活用 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p>イ 肉用子牛生産者補給金制度の適切な運用に資する目的で生産者に提供する情報の質の向上を図るため、生産者補給金交付通知書（葉書）等の活用を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 生産者補給交付金通知書（葉書）の裏面を活用し、肉用子牛生産者に対し、肉用子牛個体登録の期限厳守等の呼びかけを行った。</p>	
<p>【中期計画】 (7) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p>	<p>(7) 資金の流れ等についての情報公開の推進 【評価指標】 ◇① 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月に機構のホームページにより公表した。 【評価指標】 ◇② 生産者等への資金に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p>これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。 さらに、機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含めてすべての保有状況、今後の使用見込み等を3年度毎に取りまとめ、当該年度中に機構において公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月に機構のホームページにより公表した。 【評価指標】 ◇③ 機構からの補助金による基金に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった （実施した年度のみ評価を行う）</p>	a
<p>このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 機構から直接交付を受けた補助金による基金、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置造成されているもの等の保有状況、使用見込み等を補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準（平成20年度改正）に基づき見直しを行った結果を、10月9日にホームページ上で公表した。</p>	

<p>返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p> <p>また、事業返還金の活用に当たっては、その会計処理についての分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行っていくこととする。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(7) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。</p> <p>② 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p> <p>③ 機構から直接交付を受けた補助金による基金、公益法人等を經由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置造成されているもの等の保有状況、使用見込み等を、基金基準等に準じて定めた基準に基づき年度中に公表する。</p> <p>④ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇④ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む平成20年度の資金の流れを事業返還金の活用理由等を付記して、平成21年9月に機構ホームページへ掲載・公表した。</p> <p>(なお、平成21年度の実績については、国から交付される資金額、調整資金と畜産業振興資金の資金額、支出される資金額、勘定間の資金の流れに関する情報を加え、より分かりやすく情報公開することとしている。)</p>	<p>b</p>
--	---	----------

評価項目	達成状況	評価
第2-2 野菜関係業務	○ 野菜関係業務 【評価結果】 指標の総数：18 評価aの指標数：17×2点＝34点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 （評価対象外：1） 合計 34点（34/34＝100%）	A
【中期計画】 (1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の合理化を図ることにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。 また、農林水産省から機構に移管された同事業に係る指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定業務を適切に実施する。 【参考】平成18年度実績：12業務日	◇ (1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付申請を受理した日から11業務日以内の交付 【評価指標】 ① 生産者補給交付金等の11業務日以内の交付 分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。 a：達成度は、100%であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった	a
【年度計画】 (1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。 また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、登録出荷団体を指導する。 さらに、農林水産省から機構に移管された同事業に係る指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定業務を適切に実施する。	【業務実績報告書の記述】 生産者補給交付金等の交付申請の総件数1,504件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付した件数は1,504件であった。 （参考）指定野菜 消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であって、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するもの。現在、キャベツ、だいこん、たまねぎ等の14種類の野菜が指定されている。	
	【評価指標】 ② 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった	a
	【業務実績報告書の記述】 機構主催の会議等（6月、9月、12月、3件）、全農主催の野菜制度研修会（6月、1件）、野菜価格安定法人主催のブロック会議（6月～7月、10月、12月、4件）、県連等主催の農協研修会（4月、6月～8月、11月、3月、8件）、機構の現地実態調査における現地指導（10～12月、10団体）において、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付について指導した。	
	【評価指標】 ◇ (2) 指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定の円滑かつ適正な実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった	a
	【業務実績報告書の記述】 乖離度の認定業務については、乖離度の認定件数2,436件の全てを、3業務日以内に業務区分ごとに関係団体等に通知した。	

<p>【中期計画】 (2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の合理化を図ることにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。 〔参考〕平成18年度実績：24業務日</p>	<p>◇ (3) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付申請を受理した日から22業務日以内の交付 【評価指標】 ① 生産者補給交付金等の22業務日以内の交付 分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち22業務日以内に交付した件数とする。 a：達成度は、100%であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった</p>	<p>a</p>
<p>【年度計画】 (2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。 また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、登録出荷団体を指導する。 あわせて、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、農林水産省及び関係機関と協力して、生産者と実需者との全国規模の交流会及び表彰事業等を実施することにより、契約取引の拡大に向けた取り組みを行う。 さらに、登録出荷団体等の研修会等を通じて制度の普及を図る。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 生産者補給交付金等の交付申請の総件数16件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付した件数は16件であった。 【評価指標】 ② 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	<p>a</p>
<p>あわせて、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、農林水産省及び関係機関と協力して、生産者と実需者との全国規模の交流会及び表彰事業等を実施することにより、契約取引の拡大に向けた取り組みを行う。 さらに、登録出荷団体等の研修会等を通じて制度の普及を図る。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 機構主催の会議等（9月、12月、2件）、野菜価格安定法人主催のブロック会議（6月～7月、10月、2月、4件）、県連等主催の農協研修会（4月、6月、7～8月、11月、3月、8件）において、登録出荷団体からの早期交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付について指導した。 【評価指標】 ③ 契約取引の拡大に向けた取組 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	<p>a</p>
<p>あわせて、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、農林水産省及び関係機関と協力して、生産者と実需者との全国規模の交流会及び表彰事業等を実施することにより、契約取引の拡大に向けた取り組みを行う。 さらに、登録出荷団体等の研修会等を通じて制度の普及を図る。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 全国規模の交流会（7月、10月、11月、1月の4件）及び現地交流会（5月、1件）を開催し、加工・業務用需要への対応を促進する観点からの交流・普及を行い、延べ245ブースの出展、約3200名の参加者を得た。 また、農林水産省と共催で、「第3回国産野菜の生産・利用拡大優良事業者表彰事業」に係る表彰式を3月23日に開催し、加工・業務用向け国産野菜の生産拡大に向け、産地と実需者等との連携の優れた取り組みを表彰した。 【評価指標】 ④ 登録出荷団体等の研修会等を通じた制度の普及 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	<p>a</p>
<p>あわせて、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、農林水産省及び関係機関と協力して、生産者と実需者との全国規模の交流会及び表彰事業等を実施することにより、契約取引の拡大に向けた取り組みを行う。 さらに、登録出荷団体等の研修会等を通じて制度の普及を図る。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 機構主催の会議等（6月、9月、12月、4件）、全農主催の野菜制度研修会（6月、1件）、全農主催の野菜制度研修会（6月、1件）、野菜価格安定法人主催のブロック会議（6月～7月、10月、2月、4件）、県連等主催の農協研修会（4月、6月～8月、11月、3月、8件）、県主催のセミナー（12月、1件）、機構の現地実態調査における現地指導（12月、1件）及び個別説明（6月、8月～10月、12月～3月、24件）において、制度の普及推進を行った。</p>	<p>a</p>

<p>【中期計画】</p> <p>(3) (1)又は(2)の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、事務処理の合理化を図ることにより、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p> <p>〔参考〕平成18年度実績：12業務日</p>	<p>◇ (4) (1)又は(2)の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金の交付申請を受理した日から11業務日以内の交付</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 助成金の11業務日以内の交付 分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(3) (1)又は(2)の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p> <p>また、都道府県の野菜価格安定法人からの早期の交付申請及び都道府県の野菜価格安定法人から生産者への迅速な交付が行われるよう、都道府県の野菜価格安定法人を指導する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>助成金の交付申請の総件数1,152件に対し、交付申請を受理した日から11業務日以内に交付した件数は1,152件であった。</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 都道府県の野菜価格安定法人による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施</p> <p>a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>野菜価格安定法人主催のブロック会議(6月～7月、10月、2月、4件)、県連等主催の農協研修会(4月、6月～8月、11月、3月、8件)のほか、機構にて開催した野菜価格安定制度の実務担当者説明会(9月、1件)及び特定野菜等事業実態調査(10月～12月、4件)を通じ、野菜価格安定法人からの早期の交付申請及び野菜価格安定法人から生産者への迅速な交付について指導した。</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(4) 野菜農業振興事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>また、重要野菜等緊急需給調整事業のうち、公益法人が実施している資金造成や登録出荷団体等への交付金の交付等を機構において一元的に行う体制に移行して適正な業務運営を図る。</p>	<p>◇ (5) 野菜農業振興事業の実施</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施</p> <p>a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>① 国等との緊密な連携を図るとともに野菜需給協議会等各種会議(21回)の場を活用して、事業の普及・促進を行った。 ② 野菜の価格低落・高騰時における関係者との打合せを7月、8月及び12月に行い、需給状況や消費拡大活動等について検討を行った。 ③ 過剰野菜有効利用研究・実証事業及び野菜契約取引等推進事業について公募を行い、その結果等を含めホームページ等により情報発信した。</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(4) 野菜農業振興事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>また、重要野菜等緊急需給調整事業のうち、機構に移行して一元的に行う業務であって緊急需給調整費用交付金を交付するものについては、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付するとともに、生産者への迅速な交付が行われるよう登</p>	<p>【評価指標】</p> <p>② 重要野菜等緊急需給調整事業に係る交付金の交付等を機構において一元的に行う新たな事業形態への移行のための検討の実施【平成20年度のみ】</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>—</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ 交付金の11業務日以内の交付 分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p>	—

<p>録出荷団体を指導する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 交付金の交付申請の総件数1件に対し、交付申請を受理した日から11業務日以内に交付した件数は1件であった。</p>	
	<p>【評価指標】 ④ 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】 野菜需給推進懇談会（6月、1月、2件）、野菜価格安定制度の実務担当者説明会（9月、1件）、全農主催の野菜制度研修会（6月、1件）及び重要野菜等事業実態調査（9月～11月、2件）を通じ、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付について指導した。</p>	
<p>【中期計画】 (5) ホームページ等において、需給動向等に的確に対応しうるような農業経営者を育成する等の観点から、事務処理体制の整備等により、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量や需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。 [参考] 平成18年度実績：年12回</p>	<p>◇ (6) 野菜に関する的確な情報の公表 【評価指標】 ① 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額を原則として毎月、ホームページ及び広報誌において公表する。 分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。 a：達成度は、100%であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった</p>	a
<p>【年度計画】 (5) ホームページ等において、 ① 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額を原則として毎月公表する。 ② 指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額を公表する。 ③ 上記①及び②のほか、野菜に係る協議会等も活用して、野菜の作柄状況等、野菜の生産・出荷の安定に資する情報を適時に公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 毎月、交付金額等をホームページ及び「野菜情報」に掲載した。</p> <p>【評価指標】 ② 指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページにおいて公表する。 分母を算定対象旬又は月の数とし、分子を上記のとおり公表した旬又は月の数とする。 a：達成度は、100%であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった</p>	a
<p>【中期計画】 (6) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 対象出荷期間の終了月の翌月に、旬別又は月別の平均販売価額をホームページに掲載した。</p> <p>【評価指標】 ③ 野菜の作柄状況等、野菜の生産・出荷の安定に資する情報をホームページにおいて公表する。 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 野菜の需給・価格に関する統計データ等を毎月公表するとともに、野菜需給協議会等の概要をすべて公表した。</p> <p>◇ (7) 資金の流れ等についての情報公開の推進 【評価指標】 ① 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a

<p>らの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p> <p>これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(6) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。</p> <p>② 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成20事業年度の事業（指定野菜、特定野菜等、契約指定野菜等）別に、登録出荷団体ごとに交付金額をとりまとめ、9月末までにホームページに掲載した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 生産者等への資金に係る情報公開の推進</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成20事業年度の事業（指定野菜、特定野菜等、契約指定野菜等）別に、県別に交付金額をとりまとめ、9月末までにホームページに掲載した。</p>	<p>a</p>
--	--	----------

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-3 砂糖関係業務</p> <p>【中期計画】 (1) 砂糖の価格調整 ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 ② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 【参考】平成18年度実績：18業務日 ③ ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、事務手続の合理化等により、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びに甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 【参考】平成18年度実績：翌月の20日</p> <p>【年度計画】 (1) 砂糖の価格調整 ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 ② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請</p>	<p>○ 砂糖関係業務</p> <p>【評価結果】 指標の総数：14 評価aの指標数：13×2点＝26点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 (評価対象外：1) 合計 26点 (26/26=100%)</p> <hr/> <p>◇ (1) 砂糖の価格調整</p> <p>【評価指標】 ① 甘味資源作物交付金の交付業務の迅速化 8業務日以内の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。 a：達成度は、100%であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった</p> <hr/> <p>【業務実績報告書の記述】 甘味資源作物交付金については、概算払請求があった212件すべてについて、8業務日以内に交付金を交付した。</p> <p>【評価指標】 ② 国内産糖交付金の交付業務の迅速化 18業務日以内の交付 分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しや糖、沖縄県産甘しや糖の申請の総件数とし、分子を18業務日以内に交付を完了した件数の合計とする。 a：達成度は、100%であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった</p> <hr/> <p>【業務実績報告書の記述】 国内産糖交付金については、交付申請があった193件すべての申請について、18業務日以内に交付金を交付した。</p> <p>【評価指標】 ③ 輸入指定糖・異性化糖等の売買実績並びに甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表 翌月の15日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 a：達成度は、100%であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった</p> <hr/> <p>【業務実績報告書の記述】 輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量のホームページにおける公表については、公表回数12回に対して翌月の15日までに公表した回数は12回であった。</p>	<p>A</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>

<p>受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>③ ホームページ等において、事務手続の合理化等により、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びに甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>		
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 砂糖に係る補助</p> <p>砂糖に係る補助事業は、平成18年度限りで廃止されたが、以下の事業について、既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップを適切に行うとともに、その実績について引き続き適切な評価を実施する。</p> <p>① てん菜の生産構造の改革を進めるための事業</p> <p>てん菜について、生産コストの低減を図りつつ、計画的な生産に向けた取組を強化するため、直播の導入による省力化の推進、需要に応じた計画的生産の推進及び省力化・低コスト化を推進する技術開発等を行う。[平成18年度に造成した基金の取崩期間は、平成21年度まで]</p> <p>② さとうきび増産プロジェクトを踏まえた事業</p> <p>「さとうきび増産プロジェクト基本方針」を踏まえ、さとうきびの増産に向けて、担い手の育成等の経営基盤の強化、余剰バガスの還元等の生産基盤の強化及び地域に適応した新品種への転換等の生産技術対策を推進する。[平成18年度に造成した基金の取崩期間は平成21年度まで]</p>	<p>◇ (2) 砂糖に係る補助</p> <p>① てん菜の生産構造の改革を進めるための事業</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 直播の導入による省力化の推進</p> <p>分母を農業機械の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。</p> <p>a : 達成度合は、90%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>直播の導入による省力化を図るため、てん菜生産構造改革特別基金事業により、作業機械の導入を図った。事業実施計画上の導入数51台に対し、実績は51台であった。</p> <p>【評価指標】</p> <p>イ 需要に応じた計画的生産の推進</p> <p>分母を早期出荷の事業計画上の出荷数とし、分子を事業実績上の出荷数とする。</p> <p>a : 達成度合は、90%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>当該事業は、産糖量が基準産糖量を超えることが想定される場合に取り組むことができ、需要に応じた計画生産の推進を図ることを目的としているが、平成21年度にあっては天候不順の影響があり生産量が減少したことから早期出荷の事業を行わないこととした。</p> <p>【評価指標】</p> <p>ウ 省力化・低コスト化を推進する技術開発のための共同育苗施設の整備事業</p> <p>分母を共同育苗施設の事業計画上の数とし、分子を事業実績上の整備数とする。</p> <p>a : 達成度合は、90%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>省力化・低コスト化を図るため、てん菜生産構造改革特別基金事業により、共同育苗施設等の導入を図った。事業実施計画上の導入数234台に対し、実績は241台であった。</p>	<p>a</p> <p>—</p> <p>a</p>
<p>【年度計画】</p> <p>(2) 砂糖に係る補助</p> <p>砂糖に係る補助事業は、平成18年度限りで廃止されたが、以下の事業について、既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップを適切に行うとともに、その実績について引き続き適切な評価を実施する。</p> <p>① てん菜の生産構造の改革を進め</p>	<p>【評価指標】</p> <p>エ 省力化・低コスト化を推進する技術開発のための共同利用機械の導入</p> <p>分母を共同利用機械の事業計画上の数とし、分子を事業実績上の導入数とする。</p> <p>a : 達成度合は、90%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>省力化・低コスト化を図るため、てん菜生産構造改革特別基金事業により、共同利用機械等の導入を図った。事業実施計画上の導入数231台に対し、実績は230台であった。</p>	<p>a</p>

<p>るための事業</p> <p>てん菜について、生産コストの低減を図りつつ、以下の措置を講じる。</p> <p>ア 直播の導入による省力化の推進のため、直播栽培の促進に資する農業機械の導入等について支援する。</p> <p>イ 需要に応じた計画的生産の推進のため、早期出荷の推進について支援する。</p> <p>ウ 省力化・低コスト化を推進する技術開発等として、共同育苗施設の整備について支援する。</p> <p>エ 省力化・低コスト化を推進する技術開発等として、共同利用機械の導入について支援する。</p> <p>② さとうきび増産プロジェクトを踏まえた事業</p> <p>「さとうきび増産プロジェクト基本方針」を踏まえ、以下の措置を講じる。</p> <p>ア さとうきびの増産に向けて、担い手育成等の経営基盤の強化のため、規模拡大志向者等への農地集積について支援する。</p> <p>イ さとうきび増産に向けて、農業機械の導入について支援する。</p> <p>ウ さとうきび増産に向けて、生産基盤の強化のための余剰バガスの還元等による地力増進について支援する。</p> <p>エ さとうきび増産に向けて、生産基盤の強化のための自然災害対策について支援する。</p> <p>オ さとうきび増産に向けて、地域に適応した風折抵抗性・干ばつ対抗性品種への転換、夏植型秋収穫栽培を可能とする品種の現地実証の推進等について支援する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>② さとうきび増産プロジェクトを踏まえた事業</p> <p>ア 担い手育成等の経営基盤の強化</p> <p>分母を事業計画上の農地集積面積及び農地再整備面積とし、分子を事業実績上の農地集積面積及び農地再整備面積とする。</p> <p>a : 達成度合は、90%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、50%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>さとうきびの増産に向けて、さとうきび増産プロジェクト基金事業により、耕地面積の整備を図った。事業実施計画上の整備面積1,810aに対し、実績は1,810aであった。</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】</p> <p>イ 機械化の導入</p> <p>分母を農業機械の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。</p> <p>a : 達成度合は、90%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、50%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>さとうきびの増産に向けて、さとうきび増産プロジェクト基金事業により、農業機械の整備を図った。事業実施計画上の導入計画数81台に対し、実績は81台であった。</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】</p> <p>ウ 地力増進等の生産基盤強化における地力増進事業</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>さとうきびの増産に向けて、さとうきび増産プロジェクト基金事業により、地力増進の整備等を図った。事業実施計画上の堆肥散布面積2,100aに対し、実績は2,323a、深耕・心土破砕面積8,170aに対し、実績は8,874a及び土壤改良機械等5台に対し、実績は5台であった。</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】</p> <p>エ 地力増進等の生産基盤強化における自然災害対策事業</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>さとうきびの増産に向けて、さとうきび増産プロジェクト基金事業により、農業機械の整備を図った。事業実施計画上の簡易水源1,600aに対し、実績は1,600aであった。</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】</p> <p>オ 優良品種種苗への転換</p> <p>分母を事業計画上の優良苗の導入数とし、分子を事業実績上の優良苗の導入数とする。</p> <p>a : 達成度合は、90%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、50%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>さとうきびの増産に向けて、さとうきび増産プロジェクト基金事業により、優良種苗の導入を図った。事業実施計画上の優良種苗11万本に対し、実績は11万本であった。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
---	---	---

<p>【中期計画】 (3) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに機構において公表する。</p> <p>また、機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、翌月末までに公表する。</p> <p>【年度計画】 (3) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を9月末までに公表する。</p> <p>また、機構が実施する交付金交付業務等の運営状況について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、翌月末までに公表する。</p>	<p>◇ (3) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 機構からの補助金による基金等に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構から事業実施主体に造成された基金の保有状況及び今後の使用見込等を9月末までに公表した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 機構から交付金交付対象者への交付金に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、翌月末までに公表した。公表回数4回に対して翌月の末までに公表した回数は4回であった。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
--	--	-------------------

評価項目	達成状況	評価
第2-4 でん粉関係業務	○ でん粉関係業務 【評価結果】 指標の総数：6 評価aの指標数：4×2点＝8点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 （評価対象外：2） 合計 8点（8/8＝100%）	A
【中期計画】 (1) でん粉の価格調整 ① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 ② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 ③ ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びに でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 【年度計画】 (1) でん粉の価格調整 ① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 ② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、事務処理システムの整備、	◇(1) でん粉の価格調整 【評価指標】 ① でん粉原料用いも交付金交付業務の迅速化 8業務日以内の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった 【業務実績報告書の記述】 でん粉原料用いも交付金については、概算払請求があった113件すべてについて、8業務日以内に交付金を交付した。 【評価指標】 ② 国内産いもでん粉交付金交付業務の迅速化 18業務日以内の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請の総件数とし、分子を18業務日以内に交付を完了した件数の合計とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった 【業務実績報告書の記述】 国内産いもでん粉交付金については、交付申請件数71件すべての申請について、18業務日以内に交付金を交付した。 【評価指標】 ③ 輸入指定でん粉等の売買実績並びに でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 翌月の15日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった 【業務実績報告書の記述】 輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びに でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量のホームページにおける公表については、公表回数12回に対して翌月の15日までに公表した回数は12回であった。	a

<p>その適切な運用等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>③ ホームページ等において、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>		
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業の実施</p> <p>でん粉原料用に緊急的に用途転換した焼酎原料用かんしょを買入れたでん粉製造事業者に対し、かんしょの買入れ及びでん粉製造に要する経費に相当する交付金を交付する事業を、平成20年度中に実施する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>—</p>	<p>◇(2) 焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業の迅速化【20年度のみ】</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>—</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業の交付決定数量の公表【20年度のみ】</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、翌月末までに公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構が実施する交付金交付業務等の運営状況について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、翌月末までに公表する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇(3) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構から交付金交付対象者への交付金に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、翌月末までに公表した。公表回数4回に対して翌月の末までに公表した回数は4回であった。</p>	<p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
第2-5 情報収集提供業務	○ 情報収集提供業務 【評価結果】 指標の総数：19 評価aの指標数：17×2点＝34点 評価bの指標数：2×1点＝2点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 36点 (36/38=95%)	A
【中期計画】 (1) 需給関連情報の的確な収集と提供 ① 需給関連情報の収集に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、農畜産物の需給動向に関する情報の収集、需給に影響を与える要因に関する調査等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。	◇(1) 需給関連情報の的確な収集と提供 【評価指標】 ① 情報検討委員会における、当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 農畜産業の動向、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、専門家、情報利用者、消費者等の参画を得た情報検討委員会を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各分野ごとに開催し、平成21年度の情報収集提供業務の実施状況及び平成22年度の計画等について検討した。 畜産：2月19日、野菜：2月17日 砂糖：2月26日、でん粉：2月23日	a
② ①の委員会における検討結果等に基づき、需給に関連する重要情報を提供する。 また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。	【評価指標】 ② 需給に関連する重要情報の提供 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 農畜産業を巡る情勢の変化に応じた内外の重要情報を選定し、また、関係者のコスト削減、リスク対応力の強化に資する情報提供を行うため、畜産、野菜、砂糖・でん粉の各分野ごとに「編集会議」を四半期ごとに開催し、具体的な編集計画の策定を行い、これに基づき機構職員及び各分野の専門家を活用した幅広い調査を行った。 これらの結果を取りまとめ、国内外の需給・価格情報はもとより、主要輸出国の動向・農業政策、BRICsやアセアンの情勢、食料・農業・農村基本計画の実施に資するコスト低減、食品安全等についての重要情報の提供を行った。また、砂糖類情報及びでん粉情報の構成を需給情報中心となるよう見直しを実施。	a
【年度計画】 (1) 需給関連情報の的確な収集と提供 ① 需給関連情報の収集に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、農畜産物の需給動向に関する情報の収集、需給に影響を与える要因に関する調査等について、情報利用者等の参画を得た情報検討委員会を開催し、21年度の実施状況及び22年度の計画について検討する。 ② 情報検討委員会における検討結果等に基づき、需給に関連する重要情報を提供する。 ③ 外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。	【評価指標】 ③ 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応に積極的に取り組んだ。 また、機構が行った情報提供に関する個別の照会に対しては面談による詳細説明を行うなど適切に対応した。 ○外部の者を対象とした報告会等の開催：18回（平成20年度：14回） ○情報業務への外部からの反響等 ① 外部からの講演依頼：15件（平成20年度：9件）	a

	<p>② 新聞等での報道：55件（平成20年度：14件）</p> <p>③ 面談による個別説明の要請等：28件（平成20年度：24件）</p> <p>④ 記事等の他誌による引用：1,161件（平成20年度：1,152件）</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 情報提供の効果測定等</p> <p>情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を実施する。</p> <p>また、中期目標期間中の各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。</p> <p>さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>◇(2) 情報提供の効果測定等</p> <p>【評価指標】</p> <p>① アンケート調査の実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」、「野菜情報」、「砂糖類情報」、「でん粉情報」について、全ての読者にアンケート調査を実施した。（配布5,520件回収率49.4%）</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 情報利用者の満足度を5段階評価で4.0以上とする</p> <p>分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。</p> <p>a：達成度は、100%以上であった</p> <p>b：達成度は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成21年度のアンケート調査を実施し、その集計結果は、5段階評価で4.3であった。</p> <p>「畜産の情報」の評価結果：4.4</p> <p>「野菜情報」の評価結果：4.2</p> <p>「砂糖類情報」の評価結果：4.4</p> <p>「でん粉情報」の評価結果：4.3</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>【年度計画】</p> <p>(2) 情報提供の効果測定等</p> <p>① 提供した情報について、その効果を測定するためのアンケート調査等を実施する。</p> <p>② (1)及び(3)の措置の着実な実施を通じ、情報利用者の満足度が5段階評価で4.0以上となるようにする。</p> <p>③ 情報検討委員会におけるアンケート調査結果の議論等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>④ 紙媒体での情報提供の効果を検証し、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>③ 情報提供内容等の改善等</p> <p>a：必要がなかった又は十分であった</p> <p>b：必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c：必要はあったが、不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>情報検討委員会における議論等を踏まえ、平成21年8月に統計情報のホームページへの掲載方法を一部合理化するとともに以下の情報を新たに提供することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国及び豪州における牛肉の輸出先国別輸出量を新たに掲載し、第三国間の貿易情報を充実。（平成21年5月） ・「畜産の情報」統計資料コーナーで長期データ（国内情報：平成2年度～、海外情報：平成12年～）の公表を開始。（平成21年8月） ・海外駐在員の調査による「各国の都市別畜産物小売価格」の公表を開始。（平成21年7月） ・「畜産の情報」に「絵で見る世界の畜産物需給」（平成21年7月）、「砂糖類情報」に「主要国の砂糖需給」（平成21年9月）掲載を開始。 ・「野菜情報」に「今月の野菜」に係る品目の生産・出荷・輸入動向の掲載を開始。（平成21年12月） ・英語版「畜産の情報」統計資料コーナーで長期データ（国内情報：平成2年度～）の公表を開始。（平成22年1月） ・「砂糖類情報」及び「でん粉情報」の誌面構成をより需給及び価格の動向に重点を置いたものに改訂。（平成22年3月） 	<p>a</p>

	<p>【評価指標】</p> <p>④ 紙媒体での情報提供の実施効果の検証</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>アンケート調査の集計、整理・分析と併せて、紙媒体での情報提供の実施効果の検証を行ったところ、依然として紙媒体での情報提供を望む率が高いことを確認した。</p> <p>回答では、印刷物での情報提供を望む者は84.7%で、ネットのみの6.9%を上回った。また、印刷物の効果としては、俯瞰的な情報提供力39.8%、資料性32.0%、携帯性21.7%との回答であった。</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>⑤ ④を踏まえたホームページによる情報提供への重点化等の取り組み</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p>	b
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>① 畜産関係の長期統計データ（国内情報：平成2年～、海外情報：平成12年～）をホームページに限定して提供を開始した。（平成21年8月）</p> <p>② 情報誌の発行部数の増加抑制・縮減を図る観点からメールマガジンの普及に努めた。（平成22年4月現在の配信：4誌合計2,379件、対前年比150%）</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 需給関連情報の迅速な提供</p> <p>情報の提供は、迅速に行うこととし、情報の種類に応じて年度計画に定める期間内に公表を行う。</p> <p>また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(3) 需給関連情報の迅速な提供</p> <p>需給関連統計情報については情報収集の翌週まで、需給動向情報については情報収集の翌月までの期間内に公表を行う。</p> <p>また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。</p>	<p>◇(3) 需給関連情報の迅速な提供</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 情報の期間内の公表</p> <p>分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。</p> <p>a : 達成度は、100%であった</p> <p>b : 達成度は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度は、70%未満であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>提供件数1,058件（うち需給関連統計情報567件、需給動向情報484件）のすべてを期間内に公表し、達成度は100%であった。</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(4) 消費者等への情報提供</p> <p>消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。</p> <p>① 消費者等のニーズ把握のための</p>	<p>◇(4) 消費者等への情報提供</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a

<p>アンケート調査結果等を踏まえ、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全・安心関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。</p> <p>② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(4) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。</p> <p>① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施することにより、消費者等の情報ニーズを把握する。</p> <p>② ①のアンケート調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。</p> <p>③ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報提供を行うため、一般消費者を対象としたアンケート調査を実施し、ホームページの評価を行うとともに、ホームページ利用者の情報ニーズを把握した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>② ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>(4) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。</p> <p>① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施することにより、消費者等の情報ニーズを把握する。</p> <p>② ①のアンケート調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。</p> <p>③ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 前年度のアンケート結果等を踏まえ、消費者コーナーについて、利用者が目的別に容易に情報を探せるように改善したほか、注目トピックス欄を活用し、需給関連の情報を提供した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 双方向、同時的な情報交換を行い、消費者等の理解促進を図る観点から、畜産・野菜分野について、消費者代表等との意見交換会を栃木県において開催した。</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(5) ホームページの活用等</p> <p>① 国民に対する情報提供の充実を図るため、アンケート調査結果等を踏まえたホームページによる情報提供内容の改善等を通じ、ホームページへの年間アクセス件数が、543万件以上になるようにする。 〔参考〕平成18年度実績：543万件（ただし、シルク情報及び畜産情報ネットワークに係るアクセス件数を除く。）</p> <p>② また、消費者の要望する情報について月2回以上ホームページの掲載情報の更新を行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(5) ホームページの活用</p> <p>① ホームページの21年度のアクセス件数が543万件以上になるようにする。</p> <p>② 上記の目的を達成するため、以</p>	<p>◇(5) ホームページの活用</p> <p>【評価指標】</p> <p>① ホームページのアクセス件数を543万件以上とする a : 達成度合は、100%以上であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 平成21年度のアクセス件数は637万件で、年度計画の目標値（543万件）の達成度合は117.3%であった。</p> <p>② 上記の目的を達成するための措置</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア ホームページの活用状況の集計・分析 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 ホームページのアクセス件数を広報システム推進委員会及びイントラネットを通じて関係部署に提供するとともに、主要コーナーごとに広報システム委員会においてアクセス状況を分析し、アクセス件数が減少しているコーナーについて、内容の充実を指示した。</p>	a

<p>下の措置を講じる。</p> <p>ア ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析を行う。</p> <p>イ アの集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、必要に応じてその結果をホームページに反映させる。</p> <p>ウ 消費者の要望する情報について月2回以上ホームページの掲載情報更新を行う。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>イ アンケート調査結果等の検討結果を踏まえ、必要に応じたホームページへの反映</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(6) 機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、広報活動を推進する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(6) 広報活動の推進 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>アンケート調査結果、広報システム推進委員会での検討結果等を踏まえ、消費者コーナーについて利用者が目的別に容易に情報を探せるように改善した。</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(7) 照会事項に対する対応等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌営業日以内に対応する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(7) 照会事項に対する対応等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌営業日以内に対応する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>ウ 消費者の要望する情報(ホームページの「消費者コーナー」)について、月2回以上の掲載情報更新</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>消費者の関心の高い情報を積極的に提供するため、ホームページの掲載情報について、毎月、月2回以上の更新を行った。</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>◇(6) 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	b
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>各部の幹部職員から構成される広報システム推進委員会を7回開催し、ホームページやその他の広報活動の改善を図るための方策等を検討・実施した。</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>◇(7) 照会事項に対する対応等 情報提供した事項に関する照会についての原則として翌営業日以内の対応</p> <p>a : 達成度合は、90%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、50%未満であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>照会件数706件のうち、翌営業日以内の回答数は705件であった。</p>	

評価項目	達成状況	評価
第3-1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等）	○ 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等） 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）	A
【中期計画】 — 【年度計画】 —	【評価指標】 ○ 事業費及び一般管理費の節減に係る取組（支出の削減についての具体的方針及び実績等） a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった なお、本指標の評価にあつては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。 【業務実績報告書の記述】 平成21年度の事業費（経済情勢、農畜産業を巡る情勢等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）については、平成19年度（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）比で23%削減した。 一般管理費（人件費を除く。決算整理前）については、平成19年度比で26%削減、人件費（退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、平成17年度比で12%削減した。	a

評価項目	達成状況	評価
第3-2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）	○ 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等） 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）	A
【中期計画】 — 【年度計画】 —	【評価指標】 ○ 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等） a：効果的な資金の配分は十分であった c：効果的な資金の配分は不十分であった 経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合には、資金の配分を見直し、見直し後の資金の配分に基づき評価する。 【業務実績報告書の記述】 政府における補正予算の成立など業務を巡る状況の変化を踏まえ、4回にわたり年度計画予算の変更を行うとともに、変更後の年度計画予算に基づき予算の配賦を適切に実施した。	a

評価項目	達成状況	評価
<p>第3-3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用</p>	<p>○ 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用</p> <p>【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p>	A
<p>【中期計画】 — 【年度計画】 4 「資金管理運用基準」に基づき、安全性に十分留意しつつ、以下により効率的な運用を行う。 (1) 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施する。 (2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。</p>	<p>【評価指標】 ○ 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 a：運用は適切であった c：運用は不適切であった この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響を受けることについて配慮する。</p> <p>【業務実績報告書の記述】 ① 「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払い計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。 ② 資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。</p> <p>【参考】 (資金の保有状況等) 畜産関係の資金として、調整資金648億円及び畜産振興資金1,267億円（関連法人等に対する出資金見合82億円を含む。）、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金819億円及び野菜農業振興資金176億円を平成21年度末時点で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため、「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。補給金等勘定の積立金は、平成21年度においては、指定乳製品等の買入原資に活用するとともに、加工原料乳生産者補給金の財源として54億円を充当し、平成21年度末で214億円となっている。 畜産関係の資金は、口蹄疫対策等の緊急対策を実施するための財源に活用されることとなるが、22年度末には大幅に圧縮される見込みである。また、野菜関係の資金は、制度上決められた額を造成しているものであるが、行政刷新会議による「事業仕分け」の結果を踏まえ、制度の見直しにあわせ、その適正な規模を検討している。更に、補給金等勘定の積立金については、22年度には、21年度と同様に73億円を補給金の財源として充当し、積立金は大幅に圧縮される見込みである。</p> <p>(破産更生債権等の管理状況等) 旧農畜産業振興事業団が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、機構法附則第7条に基づき、機構発足時に2乳業者について破産更生債権等（2.9億円）を承継し同額の貸倒引当金を計上したところであるが、うち1者は19年度に連帯保証人の破産により債権回収が不可能となったことから求償権の償却（0.9億円）を行った。残る1者について更生債権の弁済計画に基づき求償権の回収に努めている。 なお、債務保証業務については、平成15年10月の独立行政法人化とともに廃止し、新たな債務保証は行っていない。</p>	a

(関連法人等に対する出資)

関連法人等(27法人)に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。

これら27の関連法人等については、平成21年6月～22年7月の間に全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、多額の損失を抱える法人については、合理性・効率性・収益性の観点から経営改善計画を提出させるなどの指導を行った。

なお、当該出資は、①と畜業務、又は生乳の需給不均衡を解消するという公共的な性格を有する業務について地方公共団体及び関係農業団体の出資と一体となつて行われたもの、②畜産物の生産、流通の合理化を図る政策目的に即して民法第34条の規定により設立されたものに対して行われたものであり、地元資本の出資を誘引することを目的としていたため一方的に出資を引き上げるのは妥当ではないこと、③ヒアリング等を通じて各法人等は現在も出資目的に従って業務を着実に実施していることを確認できたこと等から、引き続き出資等を維持することが必要である。

なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。

(関連法人との契約の状況)

関連会社(21社)及び関連公益法人等(6財団)と当機構の間には契約に係る取引はない。

【参考】

(政府出資金の保有状況等)

機構は310億円の政府出資金(内訳:畜産勘定300億円、野菜勘定3億円、肉用子牛勘定3億円、債務保証勘定4億円)を受け入れている。政府出資金は、各業務を確実に実施するために必要な財政的基盤の強化のため保有するとともに、機構全体の信用力が保持され円滑な業務実施を可能としている。

具体的には、砂糖関係などで短期借入れ(平成21年度末:663億円)を行う際に、信用力として機能しているところである。また、畜産関係の保有資金が枯渇した場合、借入れにより緊急対策を実施する際にも信用力としての活用が可能と考えている。

平成21年度決算において機構全体で純資産額が▲177億円と債務超過にいたっており、機構の信用力が低下することとなり、民間金融機関からの借入れや砂糖業務を始めとして、機構の業務実施に多大な支障が生じるおそれがある。

評価項目	達成状況	評価
<p>第4-1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金</p>	<p>○ 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金</p> <p>【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：0×2点＝0点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 (評価対象外：1) 合計 0点 (0/0=100%)</p>	—
<p>【中期計画】 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。</p> <p>【年度計画】 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。</p>	<p>【評価指標】 ○ 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金 a：借入に至った理由等は適切であった c：借入に至った理由等是不適切であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 資金の状況を常に把握した結果、借入実績はなかった。</p> <p>【参考】 (運営費交付金債務) 運営費交付金については、業務運営に要する費用として交付を受けているが、受取利息や雑収入等の自己収入を優先的に充て、賄いきれない分について運営費交付金を収益化して充てることとしている。平成21年度にあつては、①自己収入が確実に確保できたこと、②「新たな人事管理制度」等を着実に実施したこと、③引き続き、随意契約の見直しや1者応札の解消に向けた取組を行うとともに、定期的な日常業務の点検によるコピー代や通信運搬費等の削減を行ったことにより、人件費、一般管理費等の削減を図った結果が、運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）の残高となっているものである。</p>	—

評価項目	達成状況	評価
<p>第4-2 国産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金</p>	<p>○ 国産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金</p> <p>【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p>	A
<p>【中期計画】 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度800億円とする。</p> <p>【年度計画】 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800億円とする。</p>	<p>○ 国産糖価格調整事業の国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 a：借入に至った理由等は適切であった c：借入に至った理由等は不適切であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>① 期中において短期借入金の限度額を650億円から800億円に変更したが、期中における短期借入金は限度額の範囲内であった。</p> <p>② 借入の契約期間を通常1年のところ、短期金融市場の金利動向が不安定であったこと等から契約期間を短縮（4～6月の3ヵ月、7～9月の3ヵ月、10月～3月の6ヵ月）し、3回に分けて契約を行った。</p> <p>③ 期中における交付金等支払額69,182百万円に充てるため、また期首の借入金残高47,735百万円を償還するための財源として、調整金収入等52,030百万円のほか交付金支払い時の不足額51,467百万円について借入が生じた。借入金総額99,202百万円のうち、34,466百万円については調整金収入等により償還し、償還することができない64,736百万円について借換えを行った。</p> <p>④ 砂糖勘定における短期借入金の金利については、入札を実施した結果、21年度通算では0.371%の借入利率となった。（短期プライムレート：1.475%）</p> <p>【参考】 （砂糖勘定の当期総損失及び繰越欠損金について） 砂糖勘定における当期総損失145億円は、国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果、さとうきびの豊作により交付金支出が増加したこと及び砂糖消費減退により粗糖の輸入量が減少し、調整金収入が減少したこと等により発生したものである。 繰越欠損金707億円の取り扱いについては、農林水産省において、戸別所得補償制度の検討と合わせ、糖価調整制度の見直しを含めた抜本的な対策を検討中である。また、調整金収支の改善に向け、新たな砂糖年度がスタートする10月1日から必要な措置を講ずるべく、精製糖企業、異性化糖企業等関係者との意見交換及び調整を実施しているところである。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>第4-3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</p>	<p>○ でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</p> <p>【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p>	A
<p>【中期計画】 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度120億円とする。</p> <p>【年度計画】 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120億円とする。</p>	<p>○ でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 a：借入に至った理由等は適切であった c：借入に至った理由等は不適切であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>① 期中における短期借入金は限度額の範囲内であった。 ② 借入の契約期間を通常1年のところ、短期金融市場の金利動向が不安定であったこと等から契約期間を短縮（4～6月の3ヵ月、7～9月の3ヵ月、10月～3月の6ヵ月）し、3回に分けて契約を行った。 ③ 期中における交付金等支払額13,934百万円に充てるため、また期首の借入金残高2,541百万円を償還するための財源として、調整金収入等14,876百万円のほか交付金支払い時の不足額9,277百万円について借入が生じた。借入総額11,818百万円のうち、10,231百万円については調整金収入等により償還し、償還することができない1,587百万円について借換えを行った。 ④ でん粉勘定における短期借入金の金利については、入札を実施した結果、21年度通算では0.459%の借入利率となった。（短期プライムレート：1.475%）</p> <p>【参考】 （でん粉勘定の当期総利益及び繰越欠損金について） でん粉勘定における当期総利益11億円は、でん粉価格調整事業をでん粉の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差であり、とうもろこしの国際相場の低下により、調整金単価が拡大し、調整金収入が増加したことにより発生したものである。 これにより繰越欠損金は、平成20年度の14億円から3億円と改善されたところである。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>第5 剰余金の使途 剰余金による成果（剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果）</p>	<p>○ 剰余金による成果 （剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果） 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：0×2点＝0点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 （評価対象外：1） 合計 0点（0/0＝100%）</p>	—
<p>【中期計画】 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。</p> <p>【年度計画】 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。</p>	<p>【評価指標】 ○ 剰余金による成果 （剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果） a：得られた成果は十分であった b：得られた成果はやや不十分であった c：得られた成果は不十分であった 当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。（中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。）</p>	—
	<p>【業務実績報告書の記述】 該当なし</p> <p>【参考】 （利益剰余金の発生要因等） 各勘定の利益剰余金（当期総利益）の発生要因等は次のとおりであるが、当該利益剰余金は、独立行政法人会計基準等に定められている目的積立金として申請することができる基準である「国からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であり、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること」等に該当しないことから、目的積立金を申請していない。</p> <p>○ 畜産勘定における当期利益3百万円は、OA機器等のリース債務の支払いに際して行う長期預り補助金の収益化である。当該支払は負債（リース債務）の減少として処理するため、費用が発生しないことから、利益が生じるものである。</p> <p>○ 債務保証勘定における当期利益5百万円は、政府出資金の運用益や求償権の回収による収入と業務経費等の収支差である。</p>	

評価項目	達成状況	評価
第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 （評価対象外：1）	—
【中期計画】 予定なし	【評価指標】 —	—
【年度計画】 予定なし	【業務実績報告書の記述】 【参考】 （重要な財産の譲渡について） 重要な財産の譲渡等については、平成21年度には実績がない。 なお、機構が所有する職員宿舎については、平成21年度の利用率は94%となっている。	

評価項目	達成状況	評価
<p>第7-1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>○ 職員の人事に関する計画 （人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>【評価結果】 指標の総数：4 評価aの指標数：4×2点＝8点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 8点（8/8＝100%）</p>	A
<p>【中期計画】 (1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職への昇格者数の抑制、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。 さらに、職員の部門間の交流等を通じ、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。</p> <p>【年度計画】 (1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質・量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職への昇格者数の抑制、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。 さらに、職員の部門間の交流等を通じ、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。</p>	<p>【評価指標】 ◇(1) 職員の人事に関する方針 （指標＝職員の適正な配置、部門間の交流等） a：方針どおり順調に実施された b：概ね方針どおり順調に実施された c：方針どおりに実施できなかった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 毎月の超過勤務時間を集計、増加した場合はその原因を分析し、超過勤務の縮減を図るとともに、適時適切に人事異動を行い、職員の適正な配置に取り組んだ。 また、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備するため、平成21年度に、年間で17名の勘定間異動を実施した。</p> <p>※ 人事評価制度等に関する取組は、第1の2の人件費の削減を参照</p>	a
<p>【中期計画】 (2) 人事に関する指標 期末の常勤職員数は、期初を上回らないものとする。 なお、期初（平成20年度）において、前中期目標期間の期末（平成19年度）に対して2人を削減する。</p> <p>【参考1】 前期中期目標期間の期末（平成19年度）の常勤職員数 217人 期初の常勤職員数の見込み 215人</p>	<p>【評価指標】 ◇(2) 人事に関する指標 （指標＝常勤職員数、人件費総額） a：計画どおり順調に実施された b：概ね計画どおり順調に実施された c：計画どおりに実施できなかった （各年度の年度計画において規定されている具体的な目標に基づき、達成度合を評価する）</p> <p>【業務実績報告書の記述】 期末の常勤職員数は、期初の常勤職員数と同じ215人となった。 人件費総額については、計画の2,144百万円を下回る1,895百万円となった（第1の2の（2）参照）。</p>	a

<p>期末の常勤職員数の見込み 期初を上回らない範囲内で、人件費の削減計画を踏まえ弾力的に対応する。</p> <p>[参考2] 中期目標期間中の人件費総額見込み 10,520百万円</p> <p>【年度計画】 (2) 人事に関する指標 期末の常勤職員数は、期初を上回らないものとする。</p> <p>[参考1] 期初の常勤職員数の見込み 215人 期末の常勤職員数の見込み 期初を上回らない範囲内で、人件費の削減計画を踏まえ弾力的に対応する。</p> <p>[参考2] 人件費総額見込み 2,144百万円</p>		
<p>【中期計画】 (3) 業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修を行う。</p> <p>① 職員の総合的能力を養成するため、階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。</p> <p>② 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。</p> <p>【年度計画】 (3) 業務運営能力等の向上 職員の事務処理能力の向上を図るため、平成20年度に策定した業務運営能力開発向上基本計画に基づき、同計画に即して研修を実施する。</p> <p>① 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。</p> <p>ア 初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等</p>	<p>【評価指標】 ◇(3) 業務運営能力等の向上 ① 階層別研修の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 初任者に対し、職員として必要な基礎知識や職場への適応性を付与することを目的に、以下の研修を実施した。 ①新聞購読研修（11月～3月、新規採用予定者） ②行動憲章・文書作成研修（4月、12月） ③ビジネスマナー研修（4月） ④現地研修（2月） 一般職員に対し、職務遂行能力や資質を高めることを目的に、以下の研修を実施した。 ①農村派遣研修（7月～8月） ②行政実務研修（4月～3月） ③海外派遣研修（10月～11月） ④中堅職員研修（11月） 管理職に対し、管理職としての能力を高めることを目的に、メンタルヘルス研修（8月）及び管理職研修（12月）を実施した。</p>	a
<p>① 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。</p> <p>ア 初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等</p>	<p>【評価指標】 ② 専門別研修の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a

<p>イ 一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、海外派遣研修等</p> <p>ウ 管理職研修として、新任管理職研修</p> <p>② 職員の専門的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。</p> <p>ア 会計関連研修として、会計事務職員研修、予算編成支援システム研修、消費税中央セミナー</p> <p>イ 広報・調査情報関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修、情報提供技術向上研修</p> <p>ウ 総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>職員の専門的能力を養成するため、以下の研修に職員を参加させた。</p> <p>① 財務省会計研修（10月～11月）</p> <p>② 予算編成支援システム研修（10月）</p> <p>③ 消費税中央研修（11月）</p> <p>④ 広報研修（11月）</p> <p>⑤ 情報提供技術向上研修（11月、12月）</p> <p>⑥ ネットワーク維持管理研修（11月～3月）</p> <p>⑦ 個人情報保護研修等（8月、1月）</p> <p>⑧ 衛生管理者養成研修（8月）</p> <p>⑨ メンタルヘルス研修（9月、10月）</p> <p>職員の専門的能力を養成するため、専門別研修を実施した。</p>
--	---

評価項目	達成状況	評価
<p>第7-2 長期借入れを行う場合の留意事項</p>	<p>○ 長期借入れを行う場合の留意事項</p> <p>(評価対象外 : 1)</p>	—
<p>【中期計画】 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第14条第1項（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、機構が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p> <p>【年度計画】 なし</p>	<p>【評価指標】 —</p> <p>【業務実績報告書の記述】 なし</p>	—

評価項目	達成状況	評価
第7-3 施設及び設備に関する計画	○ 施設及び設備に関する計画 (評価対象外 : 1)	—
【中期計画】 予定なし	【評価指標】 —	—
【年度計画】 なし	【業務実績報告書の記述】 なし	

評価項目	達成状況	評価
第7-4 前期中期目標期間繰越積立金の処分	○ 前期中期目標期間繰越積立金の処分 【評価結果】 指標の総数 : 1 評価aの指標数 : 1 × 2点 = 2点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 合計 2点 (2 / 2 = 100%)	A
【中期計画】 畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号二及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第3条第1項に規定する業務に充てることとする。	【評価指標】 ○ 前期中期目標期間繰越積立金の処分 a : 積立金を充てた理由等は適切であった c : 積立金を充てた理由等は不適切であった 【業務実績報告書の記述】 (畜産勘定) 畜産勘定の前期繰越積立金は、株式会社への出資の持分として、機構法附則第8条第1項に基づき管理している。 (補給金等勘定) 補給金等勘定の前期繰越積立金25,653百万円のうち5,428百万円を平成21年度決算において、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第3条第1項に規定する業務に充てた。	a
【年度計画】 畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号二及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第3条第1項に規定する業務に充てる。		